

明治廿七年二月二十六日第三種郵便物認可

每月一回二十日發行

MAGAZINE
OF THE PRISON
SOCIETY OF JAPAN.
NO. IV. APRIL, 1903.
VOL. XVI.

明治廿七年五月刊

四月二十日發行

明治三十六年

監獄協會雜誌

第拾六卷
第四號

監獄協會發行

第十六卷第四號目次

- 會 說……………(一頁)
- 監獄官制の發布……………(七頁)
- 論 說……………(七頁)
- 階級制に就て(前號の續)……………留岡幸助君
- 留岡君の階級制度に對する所見に就て……………印南於菟吉君
- 雜 錄……………(二四頁)
- 小笠原島及八丈島視察に就ての所感……………(其三)……………藤澤正啓君
- 偶感……………冷骨 生君
- 何や角……………相文 子君
- 漫 錄……………(五一頁)
- 東京監獄生の名を以て左の書面が舞ひ込んだ……………(五一頁)
- 統 計……………(五二頁)
- 明治三十六年二月末日現在全國在監人員表……………
- 明治三十六年二月末日現在全國囚人刑名別……………
- 地方通信……………(五四頁)
- 短簡……………冷骨 生
- 雜 報……………(五六頁)
- 辯護士協會録事の監獄官吏の不親切と題する記事に就て……………(外數十件)
- 叙任辭令……………(六四頁)
- 典獄任命……………(六六頁)
- 法 令……………(六九頁)
- 司法省訓令第三號監獄會計處務規程中改正……………(七一頁)
- 新著紹介……………
- 會 告……………

第十六卷第三號目次

- 會 說……………(一頁)
- 第五期警監學校卒業生に饗す……………
- 論 說……………(一四頁)
- 統計の効用(於二月茶話會)……………小河滋次郎君
- 階級制度に就て(於一月茶話會)……………留岡幸助君
- 雜 錄……………(三五頁)
- 拷問談……………
- 監獄經費の多少……………山崎徳義君
- 明治三十三年度同三十四年度各府縣各經費比較……………
- 早崎典獄より第一第二第三信……………
- 東京便……………別 天 生
- 小笠原島及八丈島視察に就ての所感(其二)……………藤澤正啓君
- 漫 錄……………(五六頁)
- 典獄の好惡……………
- 統 計……………(五七頁)
- 明治三十六年一月末日現在全國在監人員表……………
- 明治三十六年一月末日現在全國囚人刑名別……………
- 法 令……………(五九頁)
- 外 報……………(六四頁)
- 小河副會頭宛書……………
- 地方通信……………(六四頁)
- 雜 報……………(六五頁)
- 數十件……………

司法省監獄局員印南於菟吉氏纂輯

袖 珍 監 獄 法 規 全

縱 五 寸 表 裝 堅 牢 美 本
横 三 寸 五 分 紙 數 大 凡 六 百 頁

印刷製本出來五月二十日限

實價參拾五錢 郵稅八錢

監獄官制の發布に伴ひ諸般の法令雨の如く下り昨の規程今早や陳套に屬して何等の用なし新規程は雨後の筈の如く續出せられ愈々出て、愈々精緻簡より密に入り粗より細に入る蓋し當局者と雖も望洋迷津の嘆なきを得ず殊に看守諸君に至ては一々法令を翻譯するの便を缺くを以て此際一般監獄官吏の事務參考用として且また一面看守教習用として洽ねく監獄事務に關する法令先例等を蒐集して諸士の坐右に供せむと欲す特に本書の特色とする所は司法省の許諾を得て訓令通牒悉く之を網羅して遺憾なく極めて最新の分迄を掲げ其の編纂の勞は多年斯局に當りたる印南氏の用意に成れるものにして巻尾別に索引を附し引證索覽に便ならしめ何人と雖も容易に領得するを得るに在り 予多年斯界の出版業に従事し大方諸士の眷顧を被むること厚きを顧み平素の懇情に酬るんか爲め此際を好機とし印南氏の勞を頼はし出來得る限りの廉價と便利とを計り左の方法に依り廣く諸士の需に應ぜんと欲す

一、本書の印刷部數制限あるを以て申込順序に依り配送し申込の遅れたるものは謝絶若くは送本運

滞することあるべし

一、申込期日は五月二十日迄とす

一、印刷製本は五月二十日の豫定なりと雖も此際一日も早く諸士の参考に供するを便とするが故に成るべく印刷を急速に爲さしむべきを以て期日前と雖も刷成し終りたるときは直に送本すべし

一、割引及月賦法左の如し

一 五十部以上一部参拾貳錢 (二個月賦)

一 一百部以上一部貳拾八錢 (三個月賦)

一 貳百部以上一部貳拾五錢 (四個月賦)

一、遞送料は開封小包鐵道船便等購讀者の指定に依り發送し其實費を請求すべし

一、送金は着本の上(月賦は其月より起算し)東京市四谷區愛住町貳番地監獄協會出版部磯村政富宛郵便爲換(四谷局指定)又は銀行爲換を以御拂込相成たし但監獄協會々費と合併送金は錯雜の恐れあるを以格別に御拂込を乞ふ

明治三十六年四月

發行 人

東京市四谷區愛住町二番地

監獄協會出版部

磯村政富

追て本書一小部分の見本は出京の典獄及隨行員諸氏へ配付の都合に付就て御一覽を請ふ

監獄法規目錄

袖珍

第一款 官制關係。事務分課及處務規程。職員進退身分。

第二款 任用。職務規程。分限。服務規律。懲戒賞與。執務時間。休暇。

第三款 官等俸給。恩給給助。旅費。吏員給與。貸與。

第四款 監獄則。刑法(草案對照)。刑事訴訟法(草案對照)。感化法。

第五款 官吏服制。禮式。點檢。訓授。

第六款 特赦。假出獄。監視假免。假出場。出監。出獄人保護。

第七款 收禁。押送。在監人賞譽。懲罰。

第八款 身分帳關係。領置貨物。在監人給與貸與品。衛生死亡。

教誨教育。書信接見差入。

第九款 作業工錢。建築。

第十款 會計法關係。豫算決算。出納官吏身元保證。物品會計。

預金保管供托。金庫官有財産。

第十一款 文書取扱順序。監獄統計報告。

補遺 (本書出版中發令の者を掲載す)

索引

の部

印章 (某丁) 位置 (某丁) 遺骸引取方 (某丁)

(以下略す)

洋服調進
和洋織物内氷雜貨

御廳用

電話本局七六一番

東京日本橋區元町四番地

高橋
鈴木組商會

拜啓陳ハ弊店儀十數年來警視廳并ニ各府縣巡查看守被服及帽佩劍等汎ク警察官司獄官ニ要スル服具ヲ專務トシ公私ノ御用命ヲ蒙リ候段悉ク奉存候然ル處去ル明治卅年業務擴張ニ伴ヒ從來營業ノ被服并附屬品ノ外更ニ内外雜貨品ヲモ取扱可申候就テハ爾來一層諸事注意ヲ加ヘ確實ヲ旨トシ比較的他ニ劣ラサル機勉勵ノ上調進可仕候間何卒舊來ノ御眷顧ニ倍シ不相變多少ニ拘ハラス公私百般ノ御用仰付被下度此段偏ニ奉願上候 謹言

尙典獄看守長制服類及附屬品價格表別記ノ通ニ御座候ニ付御註文ノ際ハ御申越次第寸法書用紙御送呈申上候間雛形ノ通御記入被下候得ハ早速調進可仕候發送ノ儀ハ代金引換小包郵便等ノ御便利モ御座候間遠隔ノ御地方ト雖モ聊カ御不便ハ御座ナク候ニ付續々御註文ノ程偏ニ奉希上候

營業概目

| | | |
|----------|----------|----------|
| 服地及裁縫 | 洋服附屬品 | 諸器具機械類 |
| 各種軍艦絨 | 刀劍刀帶 | 諸帳簿用紙類 |
| 小倉雲齋 | 文房具 | 擊劍道具類 |
| フランネル毛布類 | 靴及製皮類 | 行囊馬具類 |
| 金巾木綿類 | ランタール提燈類 | 測量製圖器類 |
| 和洋糸組類 | 椅子テールブル類 | 工業用素品一切 |
| 制朝肩章類 | 室內粧飾品一切 | 以上ノ内外雜貨類 |

司獄官制服及屬具品價格表

| 品目 | 數量 | 特別一號 | 第一號 | 第二號 | 第三號 |
|-------------|----|---------|---------|---------|---------|
| 典獄正服上衣 | 一枚 | 金三十拾貳圓 | 金貳拾九圓 | 金貳拾七圓 | 金貳拾五圓 |
| 同上略服上衣 | 一枚 | 金拾七圓 | 金拾五圓 | 金拾三圓五十錢 | 金拾貳圓 |
| 同上 | 一足 | 金九圓五十錢 | 金八圓 | 金七圓五十錢 | 金七圓 |
| 同上甲種外套 頭巾付 | 一組 | 金三十拾圓 | 金廿七圓五十錢 | 金廿四圓五十錢 | 金貳拾三圓 |
| 同上乙種外套 頭巾ナシ | 一枚 | 金拾五圓 | 金拾三圓 | 金拾壹圓五十錢 | 金拾圓五十錢 |
| 同外套用頭巾 | 一枚 | 金貳圓廿錢 | 金貳圓 | 金一圓八十錢 | 金一圓五十錢 |
| 看守長正服上衣 | 一枚 | 金貳拾七圓 | 金廿三圓五十錢 | 金貳拾貳圓 | 金貳拾圓 |
| 同上略服上衣 | 一枚 | 金拾六圓五十錢 | 金拾四圓五十錢 | 金拾三圓 | 金拾一圓五十錢 |
| 同上 | 一足 | 金八圓五十錢 | 金七圓二十五錢 | 金六圓五十錢 | 金五圓八十五錢 |
| 同上甲種外套 頭巾付 | 一組 | 金廿八圓五十錢 | 金貳拾五圓 | 金廿二圓五十錢 | 金拾九圓五十錢 |
| 同上乙種外套 頭巾ナシ | 一枚 | 金十三圓八十錢 | 金十一圓五十錢 | 金十圓五十錢 | 金八圓八十錢 |
| 同外套用頭巾 | 一枚 | 金一圓九十錢 | 金一圓七十錢 | 金一圓五十錢 | 金一圓貳拾錢 |

但本表中典獄正服上衣襟特別縫繻ナレハ特別一號ハ金一圓五十錢一號二號三號ハ金一圓八十錢宛増加
看守長正服上衣襟特別縫繻ナレハ特別一號ハ金一圓一號二號三號ハ金一圓五十錢宛増加又典獄看守長
略服上衣袖弁ニ襟章惣縮ナレハ金一圓宛増額ス

| 品目 | 種別 | 品質 | 典獄 | | 看守長 | 品目 | 種別 | 品質 | 典獄 | | 看守長 |
|----|----|----|--------|--------|-----|----|-----|------|--------|--------|-----|
| | | | 上等 | 絹糸製 | | | | | 上等 | 絹糸製 | |
| 正帽 | 一號 | 銀臺 | 金六圓八十錢 | 金四圓八十錢 | | 佩劍 | 一號 | 村田刀入 | 金九圓 | 金八圓 | |
| | 二號 | 銀臺 | 金六圓 | 金四圓 | | | 二號 | 日本刀入 | 金八圓五十錢 | 金七圓五十錢 | |
| 略帽 | 一號 | 一個 | 金二圓七十錢 | 金二圓四十錢 | | 正緒 | 甲號 | 銀臺 | 金二圓七十錢 | 金二圓 | |
| | 二號 | 一個 | 金二圓五十錢 | 金二圓二十錢 | | | 乙號 | 銅臺 | | 金一圓七十錢 | |
| 肩章 | 三號 | 一個 | 金二圓三十錢 | 金二圓 | | 緒略 | 丙號 | 絹糸製 | | 金五十錢 | |
| | 甲號 | 銀臺 | 金十圓二十錢 | 金十圓二十錢 | | | 甲號 | 絹糸製 | 金五十錢 | 金四十五錢 | |
| | 乙號 | 銅臺 | 金六圓五十錢 | 金六圓五十錢 | | 乙號 | 毛糸製 | 金四十錢 | 金三十錢 | | |

明治三十六年四月改正

東京市日本橋區元大工町四番地

鈴木組商會
鈴木宗兵衛

監獄協會雜誌第十六卷第四號

(明治三十六年四月廿日發行)



○監獄官制の發布

監獄官制の發布即ち各監獄をして中央政府の直轄に屬せしむるの案件は曾て吾人
同人の間に於て多年待望、且唱道せし所なり、事固より當さに然るべくして監獄
費國庫支辨の當時より斯問題は早や既に解決せられ何等の疑を容るべき餘地なき
に似たりと雖も、而かも其當時之が斷行を見るに至らざるの故を以て或は其間疑
を狭み地方行政長官の監督に代ゆるに司法官の監督を以てせむと欲し、或はまた
別に改正するの要なしと迄の意見を抱く者さへありしは必ずしも深く咎むべきに
非ず、寧ろ吾人の眼を以て之を見れば今日に於て漸く之が發布を見るに至りたる
は事既に遲きに似たり、何故に監獄費國庫支辨の際之を斷行するに至らざりしか
を怪まざるを得ざるなり、然れども政府當局者の意見能く吾人の期望と相副ひ之
を分岐せる府縣長官の手より移して統一せる本省の直轄と爲したる以上は之をし
て能く官制施行の實を發揮するの責任は曾て吾人の揚言に對しても亦同人社會に

於て之を負はざる可からず、之が爲めに一層監獄當事者の責任の加はりたるや言を要せず、局外者より願みれば府縣行政と最も密接の關係を有する監獄事業は今日の如く依然地方長官監督の下に置くは而かも監督の方法として近接且至便なるものありとの感を抱くは當然にして吾人と雖も退て之を考ふれば其感を同じふするものなきに非ず、五十有餘の監獄之を遠く本省の下に統一的に監督せむよりは寧ろ中間の介在者を以て間接に監督の實を擧ぐるに如かざるべきを思はざるに非ず、然りと雖も監獄遇囚の法は統一なるを要するの理由に依り同一獄則の下に同一遇囚法を講すべきを以て中間に於て殆ど裁量すべき餘地あるなしとの理由を以て終に斷然直轄の制を採るに至りたりとせば彼の監督の不便を忍んで迄も獄制改良の急要緊切なるを窺知するを得べく蓋し監督の點より之を見れば何人と雖も多少の憂慮なきを得ざる所なりと雖も而かも此非難を排して卒先直轄の下に歸せむとを希ひたる同人社會は能く十分に局外者をして心を安んぜしむるに足るの心掛なかる可からざるは勿論なり、苟くも今後其實を等閑に附し或は過誤失態あらむか、局外者は毫も假借する所なく之が攻撃の鋒を向くる上に於て從來よりも一層烈しかるべきは當然の理とす、世人をして監督の近接ならざるにも拘はらず一層能く其實を揚げ些の失態だになく眞にまた本省直轄をして一時の杞憂ならしめたるに止れりとの感情を抱からしむるは事小なりと雖も而かも同人の信頼を博する

上に於て大關係を有するものと謂ふべし、苟も同人社會緊く相結むて一團を作し共に斯業に獻替せむとの志を一にする以上は他界の者をして一指を此間に容るゝを許さざるの餘地なからしむべきは吾人の最も努むべき所とす、殊に況んや本省直轄の下に一律に被監督の位地に立つ以上は互に相戒め相競ふて以て社會各種事業の好摸範たるを自任せざる可からざるに於てや、吾人は切に之が警戒を同人諸君に囑望し一層の注意を希請せざるを得ず

今や既に監獄費は國庫の負擔に歸したり、監獄は本省の直轄と爲るに至れり、吾人の期望茲に達したりとして拱手傍觀するを得べきか、何が故に監獄費の國庫支辨論を絶叫したりや、何が故に監獄直轄論を唱道したりや、是れ誠に吾人の目的ならずして目的を達するの必然手段と信じたればなり、之を詳言すれば監獄の廢置分合を行ひ以て經費の節約を計ると同時に分類監獄の建設を斷行し行刑の目的を達せむと欲するに在ればなり、監獄の廢置分合は裁判制度の組織如何に依り單獨に之を斷行するを得ずと雖も思ふに將來僅かに此十四小監獄の廢止を以て満足すべきに非ざるべし、今日現に裁判所支部を設置せられたる地方に在ても之を廢するを得べき場所尠なからざるべく且又之と同時に小監獄を閉鎖すべきの地方尠なからざるべし、監獄費の國庫支辨は徒らに國費を増帑せむとは非ず寧ろ國費を省縮するの意に出でたりとせば成るべく小監獄を閉鎖し出來得る限りの節減を

行ふは監獄行政の須く採るべき一大方針たりとす、英國の曾て監獄費國庫支辨を斷行し監獄を中央政府の直轄と爲したるの時に當てや百十三の監獄を殆んど其半數五十九監に留め殘餘五十四監は悉く之を閉鎖したるは素と簡易裁判條例の發布に由來すと謂へ之が方針と其斷行の勇とに至ては大に鑑戒とすべき所にあらずや

我邦獄制の不備なるもの殊に歐洲先進國に對し最も慚色あるものは分類拘禁の劃立せざる點なりとす、分類は僅かに男女を區劃するに足るとは曾て歐洲に於て十六七世紀の獄制史に於て之を見るを得と雖も是れ眞に今日我邦の現狀なりとせば彼等外人は其の他を聞かざるに先ちて既に監獄專業の幼稚なるを想察すべきなり、浮浪者乞丐の徒は既に監獄なるもの、創設と同時に別に一團を作し懲治監の下に收容せられたるの因習ありて爾來綿々として懲治の主義精神なるものは今日に至るも尙絶へず、懲役刑に對しては懲役監あるが如く禁錮刑に對して禁錮監あり、年齢の點を以てすれば幼年監成年監ありて其間些の混淆を見ず、然るに讎て之を我邦の現狀に照せば男女老幼罪質の輕重如何を問はず雜然紛然之を一監獄の模型内に存置し或は墻壁を以て區劃し或は全く墻壁すらもなきの實況なり、斯の如くして監獄改良を説かむとするは竹竿を樹て、月球に攀らむと欲するに似たり、制度其物の極めて不良なるにも拘はらず幸にして今日甚しく不備を告げざる所以のもの

ものは全く當局者の注意厚きに依るものなりと雖も面かも典獄は万能の才を有する者に非ず、其才能特長は寧ろ分類監獄の或一點に之を集中せしめ益々之が才能を發展せしむるは是れ豈其人を得るの途ならずや、吾人は斯の如くして浸く監獄改善の實を得たるを喜ぶものなり、聞く所に依れば政府に於ても既に此計畫熟し意を迎合遂行するの責任は是れまた同人諸士の宜く努めざる可からざる點なりとす

其の他官制の上に於て醫師教誨師の位地を高めたるか如き、或は特に教師を置きたるか如き、如何に衛生教誨教育の重んずべきかを知るに足るべく其人を得るの上

上に於ても自から選叙を慎まざる可からざるは勿論なりとす、當局者動もすれば衛生教誨の重んずべきを知つて其人を輕視するの傾なきに非ずと雖も典獄は全監の首腦者なりとすれば醫師教誨師は左右に侍して之を補佐するの機官たり、監獄の三尊とは寔に其名に於て認ひざるの言たり

吾人は醫師教誨師の各々其職責の存する所を自覺して一層之か職務に忠實ならむことを希望すると共に人格の漸く其人に適合せむとするに至りたるを祝せずんば

要するに監獄官制の發布は將來吾人の斯業に對する發展の一兆候として大に祝賀

せざるを得ずと雖も唯夫れ完全圓滿に之を遂行し遠く監獄改善の實を得んと欲せは同人諸君の不斷なる勉勵と周到なる注意とに依て始めて世人の信頼を得べく進んでまた政府當局者の意に酬ゆる所あるべきのみ、世人は今や將さに同人の力量を較定せんとするの高橋に立てり、靜かに以て觀測を下しつゝあるなり、吾人豈協心一致して之が任務を全ふせずして可ならむや、官制の發布に際し所感を披瀝して以て同人の奮勵を望む

○善一たび移れば、千歳再來の今なし、鬼神既に離るれば萬古再生の我なし、學聖事業豈に怠々なぞべけんや

佐久間象山

○人を籠絡して陰に事を謀るものは、好し其の事を成し得るも、懸眼より之を見れば醜狀著しきものなり

西郷南洲



○階級制に就て (前號の續)

留岡幸助君

〔現行英國監獄則類別及減等の部に於て、
第廿九條 囚人を左の如く類別す。〕

甲 晨星組 Star Class 初犯又は犯罪の習慣、若くは惡習を有せざる者は、入監中總て他の囚人より隔離す可し。然れども此種の囚人にして害毒を他の囚人に波及するの恐れある時は、之を通常囚の部分に移すべし。

乙 通常囚 Ordinary Class、再三犯罪し、又は習慣的犯罪者なりと認定したる時は、此種の囚人は出來能ふ丈、年齢及罪質によりて之を區別し、役業に従事せしむべし。

丙 中間囚 Intermediate Class、放免前十二ヶ月間の囚人は、之を二分類とすべし
(一)階級獎勵法の下に在りて、善良なる行爲と作業に依りて、最高位に昇進したる囚人。

(二)斯の如き位置に達する能はざれども、其年齢と過去の履歴及入監中の行

爲が放免後再犯せざるにつき望みある囚人。

第三十條 中間囚は出來得る丈、彼が曾て従事したる職業又は彼が放免の後、之を以て其業務となさむと欲する役業に就かしむべし。而して其職業に必要な特別の知識を與へ、放免の後は之を以て生涯の業務と爲し、其業務によりて、直に生計を爲し得るの準備を爲さしむべし。

第三十一條 (一)總ての男囚は醫師の意見にて、其精神又は肉體の状態が、他の囚人と混同服役するの必要ありと爲すに非れば、刑期確定後六ヶ月間は、分房に付すべし。

(二)此種の囚人にして普通教育を受くるに足るものならば、毎日之を教授し、而して典獄、教誨師、及醫師は時々之を訪問すべし。

(三)女囚は如上の條件の下に在りて、其刑期の初の四ヶ月間を分房に付すべし。

第三十二條 (一)階級獎勵法を設け、各級に屬する特種の特權を與へ、如何なる囚人にも、此法によりて利益を得るの機會を與ふべし。

(二)或階級に屬する囚人は、彼自らが此規則に依りて設備されたる特權を失ふことを爲さざる以上は、其級に屬する總ての特權を與ふことを得可し。

(三)或階級より他の階級に昇進するには、作業に勉勵せざる可らず。而して

息惰又は失行によりては、昇級することを停止し、又は最下級に下だし、或は又た其級に規定せられたる或特權を褫奪せらるべし。

以上引照したるものは、英國内務大臣所定の現行監獄則の階級的處遇法に關する一部分であります。現に斯の如き階級的處遇の行はれて居るのに、歐羅巴などは遠くの昔に天國だか地獄だかへ葬り終ふせて仕舞つて、最ふ今日では一人として想ひ出す者もない程の實況であるとは、事實を無視したるも亦甚しいと云はねばならぬ。小河君は歐羅巴に於ては、階級制度なるものは、跡を絶ちたりと云はれたけれども、匈牙利のレボグラバ監獄に於ては、有名なるタウフェル典獄の管轄の許にクロフトンが愛蘭に實施したる階級制度其儘を施行して大に成功し、世界に於ける最も善き監獄の一なりとは、現に米國の刑法學者にして、又監獄學者なるユフ、エッチ、ラインスの吾人に報告する所である。匈牙利人は蒙古人種であるが爲に、匈牙利は歐羅巴の内てないと云ふ考へなりや。加之この階級制度なる者は、英國の殖民地及歐羅巴にては、デンマルク、クロイシアの諸國にも行はるゝものである。歐羅巴などでは遠くの昔に天國だか地獄だかへ葬り終ふせて仕舞つたとは、更に了解に苦むのである。

又小河君は同講演十二ペーシ及十二ペーシに於て左の如く言はれた。

嚴實に之を言へば、監獄には罰あつて賞なして、獄則を守り、謹愼悔過を表す

ると云ふことは、囚人當然の義務であつて、それが則ち刑罰實質の要點でもあり、且つ此に依て始めて懲戒感化の目的を達すること出来る筋である。當然の義務を盡したからと云つて、何も之を賞するには及ばぬことであつて、之を賞するに非ざれば、謹慎悔過を奨むる能はずと云ふが如きことであつたならば、それこそ嚴正なる刑罰の面目は全く此に破却せられたるものと謂はざるを得ずである。信賞必罰と云ふ言葉は、斷じて監獄行刑の範圍に適用し得らるべきものでないと思ふ。

と。是れ吾人の大に賛成することの出來ざる點である。小河君の御説では、監獄に於ける囚人の處遇は、罰あつて賞なし……信賞必罰と云ふ言葉は、斷じて監獄行刑の範圍に適用し得らるべきものでないと思ふと云はるゝが、監獄學の進歩せる今日に於て斯の如き説を聞くは、再び我が監獄界がそれこそ前々世紀の暗黒に退歩せる如き感事があるのである。信ある者を賞し、邪なる者を罰するは天道である。此天道の道は矢張り監獄内にも行はれなければならぬのである。假令監獄にまで墮落したとは云へ、囚人も矢張り人間である。此人間を處遇するに信賞必罰なる天則を用ひぬとは、實に驚き入つたる次第である。斯かる主義に依りて監獄を支配するに至らば、犯罪者は滔々として監獄に充溢するも、自然の勢と謂はねばなるまい。人の進歩し、發達する所以のものは、積極的主義なる信なる

ものは賞せられ、消極的主義なる邪なるものは罰せられると云ふことを自覺するからである。然るに邪なるものは罰せられても、信なるものは、永久に賞せられないと云ふに至つては、普通一般吾人の棲息する社會は、其進歩を停止し、其發達を阻害するに至るや必ずすべきである。囚人なるが故に、信なれども賞せられぬものと云ふに至つては、監獄教誨なるものは如何なる良法を案出し、監獄命令なるものは如何なる名典獄を得るも、決して罪囚の感化は行はれざるものである。吾人は斯る主義に據りて制定せられたる刑法及監獄則ありとすれば、一日も早く改正し度いと思ふ。幸なる哉斯る主義によりて制定せられたる刑法及監獄則のなきこそ、我が行刑界の幸福なりと謂はねばならぬ。獨り我監獄則のみならず、歐米何れの監獄則も信を賞し、邪を罰する主義に據りて制定せられてあるのである。監獄は勸善懲惡の場所である。此勸善懲惡を實行せんとするには、信賞必罰を實行せずしては行ふことが出來ないのである。其故に歐米何れの國の監獄則にも賞あり、給與工錢あり、刑の輕減あり、假出獄あり、特赦あり、大赦のある所以である。在監者を處遇するに此の如き方法手段の存する所以は、論者の所謂、

嚴密に之を言へば、監獄には罰あつて賞なし、獄則を守り、謹慎悔過を表すと云ふことは、囚人當然の義務であつて、それが則ち刑罰實質の要點でもあり、且つ此に依て懲戒感化の目的を達すること出来る筋である……信賞必罰と

云ふ言葉は、斷じて監獄行刑の範圍に適用し得らるべきものではないと信ずる。とは、實に奇怪千萬なる説であつて、又最も古風な論法と謂はねばならぬ。又小河君は同講演十五(ペーシ)に、

若し單に監獄内に於ける行狀の良否を標準として階級的處遇を施すと云ふとてあつたならば、果して能く個人處遇の趣旨を貫徹し得るや否や、階級處遇は此に至つて勢ひ個人處遇の趣旨と矛盾せざるを得ざることになる。而して其矛盾を見るに至る所が、則ち個人主義と階級主義とは始めより全く其性質を異にする所以である。

と謂はれたが、小河君の個人主義とは如何なるものなるか、吾人は充分了解に苦む所なるが、階級主義が個人主義と始めより全く其性質を異にする所以の證明であるとは、益々其了解に苦むのである。階級主義は即ち個人主義である。其階級に屬する在監者の性質、行爲等によりて處遇を異にするのである。小河君の個人主義とは分房主義のことなりや、果して分房主義なりとすれば、階級主義は決して君の心配せらるゝが如く、其性質に於て異なるものにあらず、階級主義も亦能く一定の期間四人を分房に付するものなり、所謂分房主義と異なる所は、只其期限の長短に差異あるのみである。然らば則ち根本的に主義又は性質の差違にあらずして、程度の差異である。階級主義か個人主義と異なる杯とは、折々耳にする

所であるが、決して根本的主義、又は性質の相違にあらずして只程度問題である。吾人は此點に關して論者が混雜せざらんことを希望するのである。終りに臨み尙ほ一言して置かねばならぬのは、階級制度は一方に偽善を獎勵し、好誦を訓養するの傍には、一方に又天眞を滅却し、愚直を冷遇するやうなことになつて、結局行刑の要義たる所の至正嚴實の趣旨を紊る弊に陥らざるを得ぬ譯である同講演十(ペーシ)と小河君は言はれたが、之は適々階級制度を實行するに連れて生ずる所の弊害の點に而已着眼せらるゝより起る所の偏見である。監獄内に偽善者の多いのと、天眞を滅却するとは階級制度其ものゝ罪ではない。行刑制度その物が前にも云ひしが如く、器械的に出來て居るからである。だから鄙見は監獄制度の天眞を滅却するが如き、若くは偽善者を造るが如き點は、何處までも改良して、監獄制度其物に在監人が興味を以て、自分自ら奮勵して遷善改過するやうにしたいと云ふのである。尙一言云ふべきことは、吾人は切に階級主義を我國の監獄界にも實行して見たいと希望するのであるが、必ずしもクロフトンが愛蘭に於て實行したるが如き階級制度を其儘に用ひ度いと云ふのではない。階級制度を實施するに就ては、我國狀、氣候、在監者の性質及び從來我國に採用したりし監獄制度其物にも鑑んければならぬ。階級主義とクロフトンが實施したる階級制度其物とは、區別して論じて貰い度いと思ふ。(完)

○留岡君の階級制度に對する所見に就て

印 南 於 菟 吉

予は曾て本會茶話席上に於て一の討論題を提唱したりき、即ち階級制施行の可否に就てと題し之に對する意見を求めたるなり、蓋し參會者の多數は現に實務家の内に在ても俊髦の士として撰拔せられたる學生殊に將來有望の位地に立つべきの人々のみなるを以て今日に於て斯問題に對し洽く諸氏の意見を知り置くは獄制改良の上に擲なからざる影響あるものと信じたればなり、予の之に對するの卑見は曾て本會雜誌第十五卷第八號に掲げられたれば諸氏或は一讀の榮を得たるべきを信ず、尋て先師小河氏の之に對する高説も亦同卷第十二號に掲載せられたる所にして其論旨の歸着する所結局卑見と同じふするもの、如し、而して學生諸氏の高説は予謹んで之を討論會席上に於て聽くを得たり、予の希望する所は全く實務家の意見を聽かむとを欲したるに在りしも不幸にして僅かに六七人の意見のみに止まりしは今尙遺憾に感ずる所なり、留岡氏も亦本年一月茶話會席上に於て之に對する意見を發表せられたり、斯の如く一片の討論題諸氏の注意を惹き起すに至り續々之が意見を發表せられたるは予の深く陳謝する所にして亦斯界活躍の状あるを觀せずんばあらず

然れども思はざりき、實務家ならざる、理想を口にすべき留岡教授の意見として階級制施行の可なるを唱道せむとは、予之を實務家よりして聽かば自ら退ひて考慮の餘地を存せざるなきに非ずと雖も俊髦の士を養成すべき責任ある教授の言として一步／＼理想に近かしめんことを計るの任ある先覺者として不幸にも反對の意見を懷抱せらるゝは抑々また斯界の恨事と謂はざる可からず、是れ實に重ねて卑見を吐露し併せて此の反省を希はんと欲するの止むを得ざる所以なり

實は予自から問題の提唱者たりしと雖も學説として之を視れば強て論議するの價値なき迄に事頗る明晰たり、今茲に喋々之を論議して是非黑白を争ふは識者の嗤笑を買ふの値する所、予の衷心忍びざる所なり、然れども亦後進指導の重責ある教授の言に對しては之を黙々に付する能はざるものあり

階級制の濫觴は寔にマコノキ一氏に起りクロフトン氏の變形に成る、前者は千八百三十年代の頃にして後者は千八百五十七年なりき、其の年代の如きは直接本問に關係なきを以て敢て深く問ふを要せず、小河氏の十八世紀と謂はれたるは思ふに討論の席上之を條件附裁判と並び稱へ極めて新説の如く吹聴したる者あるが爲めに決して新ならず寧ろ舊時の發現なりとの意を示さむが爲めに誤まつて其の年代を稱へられたるものならむ歟其年代の正確を缺きは寔に留岡君の所説の如しと雖も要するに之を珍奇なる新説として歡迎するを警めたるの語句は何人も之を

首肯せざるを得ざるべく、何ぞ必ずしも本論に關係なき、瑣末の點を争ふを要せむ。留岡君は尙曰く今日階級制は歐洲大陸に於ても尙之を行ふの邦國尠ならず、例へば匈牙利クローシヤ、噠嗎等の如しと、然り此等の邦國は何れもまた階級制度を採用せり、然れども其の之を採用するに至りたるの歴史に就ては茲に多少之を叙述するの必要あるを認む。

眞に能くクロフトン氏の遺志を紹ぎ階級制施行の任に膺り着々奏功したる者は獨り之を匈牙利國典獄タウフェル氏に歸せざるを得ず、匈牙利王國は實に千八百四十年以來分房制を施行したりと雖も之が非難の聲未だ揚らざるに先ちタウフェル氏の熱心に階級制を主張したるに基し特に氏親ら英國に赴き該制度を研究し終に一八六九年之を匈國二監獄に試み今は即ち上下兩院の議を経て一般に該制度を施行するに至れるなり、要するに此制度は實にタウフェル氏の確信に依て斯國に行はれたるものと謂ふべく、是れ一は多少政治上の關係に依て所謂埃匈其の帝王を一にするを以て兩國其制を歸一にするの傾ありたるに依るべき歟、クローシヤ候國も亦一八七七年以來之を施行せりと雖も一にタウフェル氏の盡力に成れり。

噠嗎は十八世紀の末葉に至る迄其刑政事業の狀態は寔に言ふに忍びざるものあり、死刑は熾に之を勵行し責罰の具備て無辜の者を不具癡疾に爲し鞭笞苛責の聲は阿鳴叫喚と相和して監外に漏るゝありとは實に史家の唱道する所なりき、進んで自

由刑を採用するに迫んでも晝間足桶を付し城砦又は艦船に家畜の如く驅使し夜間暗黒陰鬱なる寢床に臥せしむるの情態なり、政府も亦浸ぐ之に留意注目するに至り將に改善の緒に就かむとするの時に當り俄然不幸にして英國と戦端を啓くに追ひ又監獄改善の事業を顧みるの違なかりき、戰爭は千八百一年に始まり同十四年に於て終に平和の局を結ぶに至る、此の間十三年間の長日月は噠嗎をして其財政に苦しましめ土地を荒蕪せしめ商業を衰頽せしめ國力を萎靡せしめたること大方ならず、然れども亦一面監獄改良事業は忽諸に付すへからざるものあるを以て終に之を研究せんが爲め千八百四十年に於て委員を組織し着々之が事業を企計するに至れり、時恰も英國に在て階級制を施行するに際し其成績名聞の甚だ揚れるを健康し、而も之を國情に就て顧みるときは分房制の如く目前の經費多大なるに非ず之を摸倣し易き事情の爲め一面また倫敦國際會議の爲めに激勵され終に斷然之を採用するに至れり。

而して亦退いて階級制の開祖たりシマコノキリ氏の之をノーフオルク島に始めて試用したるの實況に就て之を顧みれば氏の明言したるか如くノーフオルク島は寔に一の現世地獄たりしなり、不眞の輩混同雜役せるを以て益々墮落敗類に陥り一層の罪惡を養成するに至る、氏は實に之を匡正せむが爲めに階級制なる者を案出し之を施行したりと雖も不幸にして好成績を見るに至らず、該流刑制度は益々經

世家の注意を惹くに至り殖民地たる壕州も追放囚を包容するに意なきのみか寧ろ之を拒斥するを以て已むなく英國は其國內に監獄を築造せざる可からざるに至り、而かも國民は多年流刑囚の暴虐非道を極めたるを耳にしたるを以て之を國內に置いて放免するの頗る危険なるを恐るゝの状況あるが故に民心を柔げんが爲めクロフトン氏は成るべく罪囚を感化して出獄せしめんとを期し再び氏の手により階級制を施行するに至れり、其の所謂之に就て好評の嘖々たりしものは制度其物に存せずして寧ろ教誨師オルガン氏の出獄囚を巧みに他國に移住せしめたるの按排方法宜きを得たると當時英國下層社會の移住多きと原因したると及クロフトン氏の人物の卓絶したる者あると等に歸すべきは予が曾て詳陳したる所の如し

以上階級制を採用したる邦國の小歴史に就て之を思索すれば讀者は將に知諒する所あるべし、第一階級制施行以前に在ては何れの邦國も雜居拘禁にして而も甚濁濁を極めたる者あるを以て卒然之が改善の方策として階級制を施行するに至れるを、唯稀に分房制を試用して後階級制を採るに至る者ありと雖も當時に在ては分房制なるもの所謂ベンシルパニヤ即ち寢寮制ソリタージュにして今日の即ち分房制セルカウツと其意義を異にし精神上極て不良の結果を招致し一般に拒斥する所となりし者に過ぎざるなり、要するに獄制の極めて不完備なりしを救済せむが爲めに施行せられたるとは何人も疑を容れざる所なり、第二今日階級制を施行する所の邦國は何れも皆十九

世紀の中葉より倫敦會議ハイト前後に於て國情若くは一有力者の確信の爲めに驅られて該制度を採用し今日に至る迄其儘之を襲踏するに至りしを

然るに今日に在ては歐洲に於ける世論の趨向若くは實行の跡に就て之を顧みるに、何れも皆分房制を是認せざるに非ざるはなく、白耳義佛蘭西、普魯西、巴丁、伊、太利等の諸國に就て之を見るも經費の爲め、間々雜居監の新設なきに非ずと雖も階級制を採用せずして分房制を採用し若くは希望の茲に存するを知るべきなり、其の祖國たる英國に在ても現に識者は之を非認し今日に在ては早や既に該制の神髓たるべき中間獄に向てすら惜氣もなく之を廢絶するに至るの情況を以て見るも、保守思想に富むの此英國人に在てすら斯の如き果斷に出てたるは必ずしも該制度の頼る可からざるを想像するに餘りあるべきなり、尙予の記臆する所に依れば匈牙利國に在ては數年前タウフェル氏其職を辭してより階級制も亦昔日の如く奏功するに至らず、近年新築に係るフタベスト監獄は分房制を採用するに至れりと謂ふ、是れ予の曾て外國雜誌に依り散見したる所なりと雖も今體かに其出所を認むる能はざるを以て姑く茲に記臆として之を掲げ識者の是正を請はんのみ

之を要するに監獄事業發展の傾向は雜居拘禁より一變して分房處遇と爲り、再轉して個人處遇と爲るの跡あるは最早蓋ふ可きに非ず、階級制は即ち分房處遇に應ずむことを主とし個人處遇は分房制を待て始めて能く之を完成するを得、底事ぞ二

十世紀の今日に於て歐洲に於ても既に顧みる所なき舊時の思想たる階級制を以て之を我國に扶殖せむとは、而も監獄歴史に精通したりと稱する留岡君の目に依て之を唱道せらるゝに至ては予頗る之を怪み且大なる遺憾を感せずんばあらず留岡君は階級制と分房制とを比較して是寧ろ程度の如何に依るのみと、否らず分量の如何に非ずして明かに性質の差異に屬す、階級制は囚人をして自己の運命を司らしむべき主宰者たるを感知せしめむが爲め(一)漸次優遇を與へて彼等の良心を誘發招致せしめんことを期し(二)社會生活に入るの準備として(三)數多の階級を設け分房處遇を與へんと欲するに在り、分房制は消極的に惡交を杜絶せんことを期すると同時に積極的に善交を結ばしめ此の間に彼等の良心を啓發薰化せんことを圖るに在り、即ち彼に在ては分房を初階とし懲戒の意を以て之を遇し漸次雜居拘禁に移し優遇を與ふるを其主義精神と爲し之に在ては分房は徹頭徹尾刑の執行要件と爲し獨り懲戒の爲のみならず改良感化の要素として離る可からざるものと爲し其主義精神の異同は今更言を要せずして明かなり、監獄制度を論ずる所の者何人も亦明かに兩制の存在を示す所以のもの偶然ならず、豈當に程度の差異のみならむや

亦留岡君は監獄内に賞譽あるべきの必要を唱へて曰く社會に賞罰あるが如く監獄に於ても亦賞罰なかる可からず、賞罰は社會に於る治世の要訣なるが如く監獄内に於ける治獄の要訣なりと、此言は獨り留岡君のみならず往々階級制論者の主張する所なり、曾て白耳義に於て有名なる監獄事務官ステューヴエンス氏の議會に於て一議員の何故に善行ある囚人に向つて賞譽の制を設けざるやの質問に答へて曰く賞譽は偶々以て偽善者を養成するに至るべきを恐るゝが故なりと尙附言して曰く優遇は即ち刑の公平を傷ひ權力の専恣を發揚するものにして遇囚上須く避けざる可からずと、此言は階級制主論者たりしワインス氏の反對する所と爲り留岡君の口吻亦能く之に酷似する所あるを以て見るも思ふにステューヴエンス氏の言も終に君の反する所たるべきを信ず、然れども予は寧ろステューヴエンス氏の言の正當なるべきを確信す、請ふ聊か其理由を敷衍して之を説明せむ

素と囚人にして獄則を謹守すと稱するも固より其分を守れるに過ぎざるのみ豈何ぞ賞するに足らむや、若し夫れ之を賞すとせば刑人茲に賞せられて社會の良民一の恩賞を與に能はず、單に理論の一點より觀るも頗る背理たるを免かれざるのみならず偽善を裝ふの徒は頻々賞を得むが爲めに續出し人心を恟破するの至難なる往々にして官賞の下に公然優遇を得つゝあるの狀態に至るを免かれざるなり、優遇の事態既に刑の至公至嚴を傷く、等しく囚人に對して特更に或一部に優遇を與へんと欲する者は即ち官吏の専恣に非ざるなきを得むや、優遇と個人的待遇とは其の實似て非なるものなり、予は固より各個人の性行等に鑑みて其の待遇を殊別

するの必要有益は之を承認せざるを得ずと雖も優待は自由刑の執行に對して刑の本質を害するものと謂ふを憚からず、刑は飽く迄も威重なるべく森嚴なるべく苦楚ならざる可からず、威重森嚴苦楚を缺き快感的なるの刑は即ち所謂監獄に非ずして一の矯正場學校と爲すものに外ならず、殊に階級制を施行する所の監獄に在ては何れの邦國と雖も概ね優遇を與ふるの條件を等ふし食物の購求度數書信の度數及工錢の増給等の外に出でざる可く此等のものは徒らに彼等の心性をして野卑ならしめ若くは行刑方法として一定の規矩準繩の下に拘束し得べからざる者に屬す、予の階級制を非難するの點は全く賞譽優遇を非認し偽善者を養成して公然官賞の下に榮利を貪らしめ雜居拘禁を以て罪惡養成の媒介と爲すに外ならず、尙詳細は小河氏の論文及卑稿等に就て参照せられんことを請ふ。

論旨動、瑣末に涉れりと雖も予は尙明言せんと欲す、留岡君は歐米何れの國に於ても賞票なる者存するが如く謂ふと雖も是れ蓋し謬まれるものにして分房制を採用するの邦國に於ては毫も賞票なるものを存せず、優遇なる者なく假出獄の外に刑の輕減なるものなし、分房制を採用せむとするの今日に在て賞票優遇あるべき階級制を唱道せんとするは留岡君の口吻を籍りて之を謂へば又最も奇怪千萬なる說にして古風なる論法と謂はざるを得ず

留岡君は曰く囚人千人二千人を收容するの監獄に於て個人處遇は望むべきに非ずとて寧ろ階級制を可とするの理由と爲すもの、如し、是れ子弟教導の任に當るべき留岡君の口よりして謂ふべきに非ず、實況寔に氏の所説の如しと雖も予は飽く迄も此方針に向て勇往邁進せざる可からざるを確信す

若し夫れ氏の講演に對し些末なる事項迄も十分に極言せんと欲すれば其問題の極めて重大にして廣汎なるが爲めに本誌全部を填充すとも尙足らざるものあるべし殊に氏の所説往々にして事實と吻合せざるものあり斯の如きは必ずしも言ふを欲せず、大體予は不幸にして刑事思想の根柢に於て氏と全く所見を異にするものあるを信ず、豈啻に階級制に關してのみならむや、詮ずる所刑事思想の根柢に至るに非ずんば氏との争は終に絶つに非ざるべきか、予は最早階級制に就て多く言はざらむと欲す、終に臨んで氏に私語する所あるべし、請ふらくは今後復び斯の如き陳套なる面かも明晰なる問題に就て互に異見を闘はし讒者の嗤笑を招くに至らざらむことを予の斯問題を提唱したるは實務家の意向那邊に存するやを窺知せむのみに過ぎざるなり、然りと雖も若しまた誨めべしと爲すあらず予謹んで之を聽く所あらむと欲す

○我、自感而後、人感之、



○小笠原島及八丈島視察に就ての所感(其三)

藤澤 正 啓

茲て餘談に涉りまするが少しく述べますのは往古はいざ知らず近世徳川幕政初代よりの刑政沿革を査へるに其訴訟手續の簡易なること及刑の性質其執行方法の異て居たことが判明する、一面から觀れば訴訟手續の不完全、刑の執行方法は殘酷であつたと觀察する學者もありましようが私は其可否寛嚴を論議するてはありません其調査して得たる事實を述へるに過ぎないのです、試に現行刑法を細て其罪とし論せらるへき所爲及其之に科する刑罰の性質の程度を知り其執行方法を研究する眼を以て幕政時代の犯罪及刑罰の性質執行方法を觀るときは感覺上頗る興味あるを覺るのであります、其罰すべき犯罪の種類、刑罰の寛嚴過囚の方法旨義の幾變遷して今日に至て居るかを知り得ること

にして犯情原諒すべきは金錢幾兩を出して贖罪することを得ることゝしたると勅委任官の罪を犯したるときに於て普通の刑を同等に科することゝしたると又一は閏刑と云つて士族の罪を犯した者を罰するには管刑に該る者は謹慎に處し杖刑に當る者には閉門に處し徒刑に該る者は禁錮に處し流刑に該る者は邊戌に處し死刑に該る者は自裁せしむること即自ら屠腹して罪を謝すれば世襲の傳祿は子孫に給することゝなつて居ります、若し賊盜及賭博等の罪を犯し廉耻を破ること甚しき者は管杖に該るは廢して庶人となすに止め徒以上は仍は本刑を加ふるものと云ふ明文があるのです、て前述の謹慎は十日乃至五十日閉門は六十日乃至百日禁錮は一年乃至三年であつて各五段に分れてある其輕重區別段階は管杖徒刑と同一の立て方でありませ普通僧徒の罪を犯した者にも之れに準してあつた其れから收容の場所は庶人と別異せられてあつたのです、尙一の變態は流刑囚の家族が隨ふことを願ふた者は之を聽されてあつたのです又或犯罪就中財産に對する多くの犯罪は自首した者は減等

てあります、幕政中興時代までの刑罰の輕重程度を調へますると最も重き極刑は引廻の上磔と云ふ處分て以下獄門死罪遠島追放過料と云ふ順序であつて追放に重中輕の三段、過料に重輕があつた、之を盜賊律と比較するに格別大差はない、降て新律綱領改定律令と比較すれば其刑の種類執行方法等の差異が甚しくなつて御承知でもありませぶが新律綱領の刑名は管杖徒流絞斬と云ふ刑名で其極刑は斬首して刑場に梟首することであつて輕きは管杖であつた管、杖の二刑は最も多くの犯罪に用ひられ又輕重の差別段階が多く設けられてありまして管は十、二十、三十、四十、五十の五段杖は六十、七十、八十、九十、百の五段徒刑は一年以上六ヶ月つゝを増して一段とし三年に至る之れ亦五段、流刑は一年、一年半、二年の三等に分けてある、又徒刑は各府藩縣其徒場に入れ各業を與へて役使すること流刑は北海道に發遣し役滿つれば彼地の籍に編入し生業を營ましむることゝせられてありました、此律令の特色は盜賊の多寡に依て科罰に輕重を付したること管杖徒流の刑に當る者

でなくて全免であつた、瘋癪人が人を殺すときは終身鎖錮仍は金二十五兩を追取して死者の家に給し二人以上を連殺する者は絞罪に處せられたと云ふ如き數へ來れば其他に種々特色と云ふべきものもありませすが蛇足を添へることになるから茲に措きまして、更に、改定律令の條文を顧みますると新律綱領の管杖徒流の刑名を改め單に懲役と稱することゝなつて有期の刑は十日より以上十年までを限りとせられてあつて其上は懲役終身でありました、夫れから士族の犯罪に科する謹慎閉門禁錮邊戌目載は一體に禁錮に處することに改正になつた、禁錮の年限は懲役と同じで禁錮に處せられた者は一室内に鎖錮せしめ外人に接見通信すること聽さなかつた、此等は今日の刑法及監獄則とは餘程趣を異にして居りました、又瘋癪人を殺した者の鎖錮終身に處せられたる者痊愈すれば親族隣佑の保證を取りて懲役五年に改め期滿ちて放遷することゝなつた、又瘋癪人にして孤獨貧困の者は鎖錮を禁獄に換へ埋葬金を追せずとなつた、此等は今日の刑法に著しく變化したものと考へられ

ます其他改定律令には改正の點少なからぬことですが前の提案なるものと盜賊律新律綱領改定律令と比較するに其時代々の刑事上の觀念が現はれて居る、之れと今日の刑法に支配せられて居る頭腦觀念とを比較すれば其變遷の沿革を知ることが出来て至極吾人に興味を興へるのであります、前に述べた布令の謀殺犯に付て觀ても徳川幕政時代の公事訴訟取捌の提案なるものには親殺は引廻の上礫、未遂けさるも切掛けるか打懸りたる者は死罪伯父母兄及名主殺は獄門師匠殺は礫其他教唆せられて人を殺した者は遠島と云ふ様に殺人の犯情被害者の人格の異なるに従て死刑の執行種別がある言ひ換ゆれば死刑に輕重があつた其他公事訴訟取捌と云ふものには

- 一、辻斬致候者 引廻の上死罪
- 一、車引懸人殺候時其車挽候者 死罪
- 但人に不當方を挽候者 遠島
- 一、同怪我爲致候者 遠島
- 但不當方挽候者 中追放
- 車主人は 重過科

車の家主は 過料

- 一、牛馬を引懸人を殺候者 死罪
- 一、同怪我爲致候者 中追放
- 一、口論の上人に疵付候者并に片輪に致候者 同斷

但渡世難備成片輪に致候は 同斷

- 一、毒害致人を殺候者 引廻の上獄門
- 一、鼠を殺候者 同斷
- 一、地主を殺候者 同斷

と云ふ様に被害者の身分犯罪の手段までが示されてあつて今日の刑法の手段其物に重さを置かず單に謀殺殺過失殺傷の區別位には止らぬ又十五歳以下の者御仕置の事と記るされた箇條を見るに

- 一、子供心にて并人を殺候者十五歳 遠島
- また親類へ預置 遠島
- 二、子供心にて無辨火を付候者 遠島

右二ヶ條格別深巧有之は評議の上可相伺候事と云ふ定書がある、更に、怪我にて相果て候者相手御仕置の事と云ふ箇條を今日の刑法限から觀て面白いと感したのには

一、弓鐵炮を放ち過て人を殺候者吟味の上過ちに無紛怪我の人の親類存念相尋の上遠島、但相果候者存命の内相手御仕置御免の願申置に於ては一等輕可申付候事

うと云ふ説が盛に唱道せらるゝ時代になつた、又相手方より不法の儀仕懸無是非及又傷斃人殺をなしたる者の遠島に處せらる如きは死罪よりも酌量して輕く處分したのでありませうが今日では正當防衛と云ひ得るであらうと思はれるのです依之實に其時代々の觀念を刑政の上に現はして居るので特り獄を斷する人のみの思想ではなく一般の觀念であつたと思はれる徳川幕政時代の當初には刑罰には右様の階段を設けてあるが法文は今日の如く澤山でなかつた、と申すのは一般社會の律義の制裁が嚴重であつたから法三章猶天下を治むることが出来たからでありませう、借用證書の文に萬一返済不致節は多勢の席にて御笑被下度候と云ふことを記載したと云ふことは能く人の記憶するところであつて以て當時の人心の傾向を知る

と云ふとがある此等は今日から見ると何んな御感しが起りますか、死者の遺言又は親族の存念によつて刑の輕重等差を付せらるゝ譯て刑事訴訟に於ける檢察官陪審官のようでありませう、或は定まりたる矢場鐵炮場にて外より不慮に人參り懸候者矢玉に當り縱令即死候共不及咎事と云ふ今日の不論罪の判決例にでもなつたのであろふと思はるゝ條目がありますまだ々々其當時の禁令及判決例は澤山ありますが御承知のことも多くあるであろふと考へますから之は茲で措きますから前々申上ました遠島處分を受くへき罪を參照して其當時の犯罪刑罰の一斑を御推知になることを願ひ置きます、其れを新律綱領では斯様に被害者の人格を細かく別つてはない同じく死罪なれとも礫斬絞て改定律令斬絞とし現行刑法では絞罪の一を存して死刑を執行することになつた、今復更に死刑を全廢しよ

ことが出来ませう新律綱領改定律令には華士族の犯罪に科する刑と庶人の犯罪に科する刑とを區別せられてある、又官吏に科する刑と其他の者に科する刑とに輕重を設け又其中に就き勅任奏任判任を區別してあつたように思ふ、又前述へた如くに

士族の犯罪者は禁錮年限内接見通信を許さないと云ふことの規定は現今刑事上の觀念では思ひ及ばないことでありませう、殊に其法律の編纂が今日の監獄則或は監獄則施行細則に規定せられてある事柄まで網羅してあつて獄具の製式雛形まで示されてあるのです、其れが今日では刑法刑事訴訟法監獄則及監獄則施行細則と云ふ様な諸法規に分類せられまして管に刑法の上に前述へたる華士族の犯罪庶人の犯罪を區別するが如き觀念を去つたのみならず監視なる附加刑が発生し假出獄の觀念までも發達した刑事訴訟法監獄則及監獄則施行細則も各其領分を守つて居り探證の方法等の手續までが成文の上に立派に出来上りました

乍併徳川時代の訴訟手續は簡易でありましたけれども其裁判の申渡即ち刑罰を定めて申付けるには頗る鄭重にやられてあつて今日の學者にして動もすれば古代の法は不完全で而かも妄斷が多くて無辜冤罪に苦んだ様に思ふて一概に古を賤しむことがありますが之は間違つた量見でありませうと思ひます、成程罪人を罰問するには笞杖を以てしに帆船で送り届けまして其處から八丈島へ傳遞したものであります

島に着てから後の流人取扱方

は如何であるかを調べますに地役人か濱邊へ出て待受けて居りました、流罪人の着くや直に押送者から引繼を受けます、其引繼ぎを受けた地役人は各村へ割付けるのです割付けるには鬮引をして鬮の當つた名主へ引渡す名主は其村々へ連れ歸り豫て組織してある五人組と云ふ百姓家へ預けることであつた、そして其衣食は自辨したようです尤も其資力のない者は組合で衣食を給したものと思はれますが其組合でも引受くる人員が多くて之を養ふ資力の續かない困難の場合は矢張り村内各戸へ順廻はしに衣食を乞はしめる、各戸では其技能に應じて業を執らしめる、其爲す處の業は或は山に入つて薪を取り藁を取り山の碧を掘り海藻を拾ひ或は農業の手傳と云ふ様な勞働に従事せしめて日々の衣食を辨せしめたものです、若し罪人の病氣に罹つた時には、其當時は醫師が居らぬから流罪人の内で多少醫術の心得のある者に診斷さ

たこともありまするが其刑を言渡すまでには綿密の上にも注意を加へて、古來の習慣とか裁判例を調査して極端に輕重なきよう又成るべく犯由犯情に適當した程度の刑を科することに務めて居りまして前例の有無を調へるには餘程手数を要したことを思はれますが其刑を言渡すには上司に稟申して評決を得て始めて言渡すことでありました、ですから其罪を鞠訊するに外壓力を加へたこともありません、此等の事は司法省出版の徳川禁令考後聚を御覽になつて御承知でもありませうが序に附言します

餘談に枝葉を生して長くなりすから先づ止めまして、前に立戻つて八丈島に就ての御話を致しますが、幕府時代には深川靈岸島の邊鐵砲洲より乍押送船を出帆したので、靈岸島には御船手役出張所か設置せられてあつた日本橋大傳馬町に牢屋があつて罪が定まると其處から御船手役出張所に送るので、すると御船手役は其罪人を三宅島新島八丈島の各島に相當に配分したので先づ三宅島

せて藥品等は名主に於て買入れて置いて渡したものです藥價は自辨であつた流罪人が死亡したときには各村五人組で一切の費用を負担したものであるそうです、右様の業務を執らしめてそれから、漸々月日を経て小屋を設け形ばかりの戸でも構へて獨立の生活をする様な方法であつた勿論獄舎と云ふ一定の建物設備はなかつたのです、斯様に聞くときは實に寛大なようであり其業務に従事せしめる自活の方法が自由で善く立て居るようでありますが實際は當時の狀況は名狀すべからざるものもあつたとのことあります

夫から罪人の物品信書の授受は如何にと聞きまするに一般に許されなかつたと云ふ説もありますが絶對的に禁止してあつた譯でもないようです其書狀とか物品とかを贈るには先づ御代官役所へ其書付願書を出すと同時に物品とか書狀とか持て行きます、すると島掛り役人が一々之を改めて許さな

引合せて相違なきを認めて受取つて又船頭より之を役所へ差出して罪人に届けることになつて居つたようです罪人からの書状物品も右様の手續になつて居つたようです、處が又其間には不正のとも行はれて其親友又は産家から惠與せられた物を三宅島に到着した時に或は天候が悪るとか何とか口實を設けて出帆を見合はせ半年乃至一年位滞在して其間に何の費用何の費用と稱して其金品を掠奪同様に取上げたことが屢あつたことであります八丈島へ押送する當初に於ても罪人の所持品を取上げたことです

夫れから其罪人を取締るに就ての方法は頗る嚴重であつた、それは前述へました各村の名主年寄又は組頭百姓代と稱する者が取締役を勤めて居つて流罪者の行爲を監視して居たものです、それで若しも違令犯行かあるときには名主が其違令犯行のあつた者を呼出して村役場内に於て罪の輕重を判定して十日乃至十五日足に枷を施して身體の自由を拘束して懲戒したものでありました其れ以上情狀の重き者は付屬群小の島嶼に追放して尙極めて

走の意思あるにあらずして船舷に手を觸れたが爲めに殺戮の運命に陥つた者もあるかも知れず嘗に死刑者のみならず餓死、自殺、逃亡の澤山あるを見るは其原因は流罪人多くて百姓家に於ても養ふに堪へ兼ねて餓死するに至り或は取締の嚴重虐待を極めたが爲めに自殺するとか拔出しする者の多かつたのであらうと想像せられます、しかし此中には勿論兇惡で度し難き者もあつたてはありませうが何分にも取締ることは嚴重冷酷で之を慰むる趣味が乏しいのですから自然右様のことがあつたのでありませう、流罪人は島民と結婚することとは許されなかつた、或時代には妻子を従へて流罪の地へ渡つたことも許されてありましたが、元來此島には男子の割合よりも婦人は非常に澤山あつたが爲めに流罪人と密通して夫婦同様の生活をした者も少からぬことでありましたとのことでして其一斑を知ることが出来るのであります

其外に遠島せられた罪人中には相當の名士もありまして沿革の替へる上に多少の参考にもなりましようかとも思ひましたが、監獄事業に直接に大に

重大のものは名主より地役人に申立て地役人は御代官に具申して處分を仰ぐ順序になつて居つたこととであります其取締方法懲戒方法は各島適宜て必ずしも同一てはないでしょうが新島の掟で、あつたと云ふものを聞くに随分虐待したように思はれる其状況は多數の流罪人は遠島の苦役に堪へ兼ねて往々脱島を謀る者があるが爲めに船は五人以上上の力を用ひざれば漕ぐことの出来ないものを造り櫓櫂は一々本家に持歸り流罪人が之を力として遊び行くことなからしめるとか或は天氣快晴の日に海岸に立ちて遙に伊豆の山々が朦朧として時てる狀を視詰めて居る罪人があれば脱島を企てた者であるとして足枷を施し痛く鞭撻するのです或は若し暮方磯邊に止りて船の小舷に手を觸るゝことあれば忽ち脱走と見做され殺されると云ふ悲惨の狀態を演出したものであると云ふことであります、此事は新島のみならず前に述べた千八百八十五人中の脱島者及島にて死刑に遇つた者餓死の者があるに依りて見ても八丈島にも同様のことがあつたと推測せらるゝのです其死刑者の中には實際脱

利する處もないこと、存じますから擱くとと致します、マことに不調法な納辯で且つ要領を得ない雜談に過ぎないにも拘らず貴重の時間を割て御聞き下さつたことを謝します

○偶感

冷 骨 生

◎文學か人心を鼓吹するに偉大なる力ある事は。今更我々が云ふまでもなき處。若し人ありて日本文明の革新は何れの時期にして。其の動機は何人の主力に依るかと云はゞ多く之れに向つて。其の時期は慶應の末年にして。其の主力は二三藩裏の二三志士にありと。答ふるなるべし

◎然り事實の發生は前者の時期にして、其主力も亦後者の二三志士にありしならん。然かれとも以上は革新の結果のみ。所謂事の起るの日に起るにあらずして。明治の革新も亦源を糺せば。其の原因の遠きにあるを發見するに難からざるべし

◎余は壯時より好んで日本外史を讀めり。彼の書

は今日文學社會に批評あるが如く。歴史にもあらざれば軍書にもあらず。我國王朝以後武臣權を擅にし。諸侯各地に割據して覇者の顯使に従ひ。日本六十餘州に六十餘人の木偶を配置し。覇者獨り傀儡師となりて。之を前後にし之を左右上下して。一種奇妙なる社會現象を呈したる光景を歌ひたる長篇詩也

◎故に余は外史を讀んで野地楠氏の徒を除くの外一も忠臣なるものを見出さざるなり。或ものは主人公の馬前に倒れたるを以て忠臣とし。主人公は朝廷の民を喚ふに己れの臣下を以てす。僭論も亦甚たしと云べし

◎往事を案考すれば彼等は城壁を固ふし。其の濠を深ふし。豪然其の領土内に蟠居して朝廷の民を驅使し甚しきは生殺與奪一に彼等の意の儘なりしなり。然とも彼等も一タハ朝廷の前に出づれば。一個の田舎武士たるに過ぎざるなり

◎之を帝國の史眼より看れば。覇者、諸侯、及び其の配下の士民との間には一も君臣の關係存在せざるなり。然るに現時倫理を論ずるもの。昔日の

を唱へざるべからず
◎然れとも時運は來らず。天復好個の人物を産まざるなく斯くて日本の天地は殆んど五百年間。彼覇者の手に委し其の爲すか儘に任したり。然れとも天道豈に永く田園の荒敗を許し。民の疲弊を憐み賜はさらんや

◎偶々安永九年に於て天は安藝の國に一儒生を産み授くるに帝國革新の動機を起すの任を以てせり。頼襄則ち是なり。山陽長して詩文に巧みなり。豫ねて又帝國の歴史に精通し。六十餘州を歴遊して諸侯の政事より民情風俗に至る迄細大洩らさず。彼れの腦中に收められたり

◎俗諺に一字を覺るは一苦を増すの甚なりと云へるが如く。古今の歴史と當時の社會現象を腦中に印象したる彼れは。非常の苦悶を始めたり。則ち彼れが胸中に鬱勃たる苦惱を晴さんとすは。覇者を倒し。君臣の大義を明らかにする忠誠の志にして。此の心は彼れが天下の事物を透視して。劈頭第一に起りたりし意思なりしならん

◎故に山陽は小詩を作りて。其の悶々の情を遣る

倫理は今日に適應せずと云ふと雖。倫理は今昔に於て少しも變るとなきも。昔時と現時に於ては只夫れ倫理の關係物を異にせるのみ。然るに倫理の實質に於て變化せりと。説くが如きは。抑も倫理の本質を認めざる謬論なりと云はざるべからず

◎斯の如く不倫の關係を有するもの、起す戰爭には忠戦もなく。義戦もなく。又仁政もあらざるなり。偶々當時の史家か記して以て。忠戦義戦をなし。將又仁政となすものは。飽く事を知らざる草賊の徒の争奪に外ならずして。其の仁政と云ふか如きは。肆に私恩を售るもの也

◎而して覇者己れの勢力を頼みて恣に禍福を活殺し。罪なき朝廷の士民は彼等木偶の爲めに驅使せられ。生命財產共に疲弊し。朝廷の田園は爲めに荒蕪に歸するも。覇者益々權勢を専らにし天下に號令して私意を行へり

◎謹んで史を按ずるに。皇風競はず。王室式微なりし。時代は實際ありたりしなり。我國建國以來の帝室と臣民との關係を知り。大義名分を辨ずるものあらは。此の間に觸起して王政復古の大義

傍ら外史と云へる慷慨歌を作り。大に天下の人心を鼓吹し。勤王心の作興涵養に力を盡したり。蓋し明治の革新が此の長篇の慷慨歌に依りて。如何に偉大なる功果を與へしかは。當時奮然勤王の大義を唱へたる人々の直語を聞かば思ひ半はに過ぐるものあり。而して山陽は彼れか誠忠を盡すの手段として。短刀直入直ちに覇者を刺さす。國民を賣めて曰く當此時天下之民知有將軍而不不知天子一矣と痛撃せり。嗚呼何等の激語ぞ。何等の快革ぞや

◎惟ふに外史數十卷中一片の精神は。實に茲にあり。當時言論自由ならず。史家色を見て。筆を左右にし。董狐の筆とは支那の事なりと夢想する時に當つて。此の語を繰る。其の筆の下には。彼れは確かに鼎鑊甘きと飴の如しと云へる大決心ありしや知るべきのみ

◎然れとも山陽は戈筆なり。若し山陽が國民一般に勤王心を喚起するの志なく。單に三太夫の御諫言的文章を稿するものなりせば。其の文法に於けるも亦當此時一國の有司等太夫云々と。書すべ

きの當然なるに。殊更に天下の民と書したるは。

廣く滿天下士民の迷夢を打破すると同時に。横暴なる幕府と。權勢に媚ひる諸侯の激怒に觸るゝ危險を避けたる論法にして。山陽の山陽たる所以茲に存し。冷靜なる文士の眞價も此に至つて感歎措く能はざるものあり

◎日本の革新か外史に負ふ所は。實に彼の一句にあり。山陽か外史を作る時。然かも彼の一句を綴る筆の先きに。幕府は已に倒されたりと云ふも。過言にあらざるべし

◎監獄改良の事も亦一篇の法律や規則を以て。此の大業を成功し能はざるは。勿論にして其の志氣を鼓舞し。其の品性を正ふし。其の弊害を除去し或は俗論を排除するに當りては。時に詭激の論法を以て其の迷夢を打破する等。皆文學の力を假らざるべからず

◎小河氏著作刑法の改正案の二大眼目の如きも。一時法制上の説明的議論にあらずして。社會の大悲劇を歌ひたる大文學にして。其の感化の及ぶ處は。嘗に立法。行刑家の一小區域のみならんや

ささることは今日の通弊にて人間の弱點とは申しながら誠に殘念の至りに御座候口にこそ聖域呼ばりを爲せとも其聖域呼ばりをする舌根の乾かざるに早や一步を廣域に投すると云ふ様の薄志弱行者も時には有之かの有様にて誠に嘆息の至に御座候

總して人に必要なるは常識の發達に御座候取り分け我々司獄の事に當る者には最も必要に御座候兎角法律の生嚼り書物の生讀みを以て常識外れの突飛の事を言ひたがるは何れの處にもあるうちのとに御座候それが爲め事物の進歩を妨くると少からぬ場合も有之誠に嘆はしきことに御座候司獄の事に當る我が僚友は其數一萬を超ゆる大數に御座候へば少しは無理かは知れざれとも兎に角常識の發達と云ふことに付ては大に注意せざるべからざることも存し申候相當の素養とか學問とかがあつてさへも兎角常識に反したることを仕出來かすものゝある今日なればよく注意すべきことに御座候我々の職分の上より割出して見て既に常識の發達の必要なることが知らるゝことなれば萬事此常

◎碧川生より

拜啓益御清祥奉大賀候陳者貴下は協會編輯局に於ける樞要の位地に在らせられ隨て筆硯御多忙の段御察し申上候何卒斯道の爲め充分御吹鼓の程奉希望協會雜誌も豫て岳洋先生御吹聴被遊候通り本年に至りては大に面目を改め殊に前號の會説の如きは協會の面目を施したることに感じ申候

精神修養の事に付ては會頭閣下の御高諭岳洋先生の御談話等近頃最も愉快に感じ申候強ち教科書事件杯の火の手が高ひ爲めばかりに無之腐敗の空氣が其地此地に磅礴せる今日に於て我々協會員の爲めに此最も有力なる訓戒を與へられ我々は誠に頂門の設計として深く感銘致すことに御座候嗚呼がま敷ことに御座候へ共此精神修養の事に付ては生等の如き微力の者も常に肝膽を碎き居り候事に御座候此事に付ては曾て大分協會雜誌の餘白を拜借して鼓吹致したることも有之其後は餘り雜誌上に而出致さざりしも常に努めて怠らざることに御座候

兎角口に實踐躬行を唱へても其れを事實の上にし識を土臺として仕事をすることが肝要と存せられ申候何卒此儀に付ても僚友間の御吹鼓の程希望致し候

警察監獄學校卒業生が以前の練習所卒業生の様に實際に於て働けぬとか何等の功績をも挙げぬとか無爲にして通るとか云ふことは毎度耳にする所であり前號の雜誌などにも此事に付て言はれてありたることに我々其校門を潜りたる者に取ては誠に殘念の次第に御座候併し如何に殘念に思ふても客觀的に左様の事實を示すことに御座候へば如何に殘念と思つても致し方なき事柄に御座候否我々其門を出てたる身より觀ても其通りに御座候へば遺憾ながら其評を是認せざるべからざることに御座候斯の如き有様にては薰陶を受けたる教官諸賢に對し國家が其必要を認めて設立せられたる趣旨に對し相濟まざる譯に御座候併し諷て考へ見れば嗚呼がましきことながら強ち全然卒業生其者の罪とする譯にも參るまじく存し候尤も先輩諸賢に於ても全然卒業生の罪とは認め居られざること御座候へば此點はせめてもの心慰めに御座候如何に

抱負があつても意見があつても襟の下の力持の境遇に在りては何とも致し方無之先輩諸賢に於ても此邊の事は先刻御推察あらせらるべきことなれば別段事新しく申上くるにも及ばざること、奉存候同門諸君も定めし此感は常に持ち居らるゝことと存し申候

今般川越幼年監設置のことを聞き誠に心喜しく相感し申候監獄費の國庫支辨と共に此分類的の施設の行はるべきを豫想致し居りたるに一向何等の事も起り不申當局に於ては無論夫々御計畫のあらせらるゝことなるへけれども大に遺憾の想を爲し居りたるに茲に其曙光とても申すべき乎兎に角其一端を見るに至りたるは實に嬉しきことに御座候何卒此等の施設を全國に推し及ぼし尙は進んで女監の獨立拘置監の獨立其他必要の分類的施設等に推し及ぼし候様の時の一日も速に到來せんことを切望致し候

小生は筆を持つことは元來嫌の方には無之候へ其

何分今日の境遇は御承知の通り眼の廻る程の忙は

會の木鐸となり吾人が職務の上に於ける指針となり時に或は頭上の針箴となり警醒誘掖を與へらるゝこと多大なるは深く同人社會の感謝する所に可有之殊に本年二月刊行の雜誌に於ける清浦法相の德義尊重談并貴稿精神修養談は取分け吾人をして感奮興起せしめたるど如何に多大にして吾人後進を戒飾せしめ吾人の守る所を示せたるは將來厚く其旨を體し可申貴稿の精神修養談に就て一言申上度は兎角監獄官吏なるものは身自ら囚人の心性を改善陶冶すべき職務にあり誦詐猜疑を以て充たされたる囚人に常に直接するを以て一層精神の堅固なるを要するは勿論にして結局清浦法相并貴説の如く人各守る所あり心中深く信仰する標的を定め其心性を鍛練し自ら戒め以て他を率ゆる的の自覺を要するは將來同人社會の履むべき軌道なるへしと相信申候

本縣監獄吏員の間に既に法話會の設けあり今回更に貴説に基き監獄俱樂部なるものを設け公暇を利用し一堂に相會し歡談快活相互に精神修養を努め併せて職務上の勞を慰むるの機關たらしめんこと

沙汰する次第に御座候還回雜誌の大分賑はしく相成りたるに付て一寸感したる事なども有之候儘くだらぬ事を并べ立て申候若し餘白の一隅を割與し賜はば幸甚の至に御座候草々拜具

○上田典獄より

前略監獄官制も不日御發布相成候哉に傳承右は全く監獄費國庫支辨後に於ける宿題にして同人社會の俱に歡迎する所に有之旁々新官制發布後は我國監獄歴史の上に一大新紀元を開く儀にして從て斯道の發展改善の上に一層の光彩を放ち着々治獄統一の上にも眞成績を可奏儀と相信申候尤も新官制施行の結果として小監獄の廢置分合は自然其緒に就くべきは勿論貴論説に所謂分類的拘禁の制も追々決行せられ得べき歟とも存候殊に近時の決擧として埼玉縣川越幼年監創設の如きは現に好個の活潑範にして早崎典獄の熱誠を以てして始めて範を同人社會に示すに足るべき儀を只管健羨の至に不堪候

監獄協會も近時事業の擴張に伴ひ機關雜誌の改良は大に的抱負を以て大に面目を新らし道に同人社

を期待致候

降て本縣監獄の如きも昨年以來多少施設せし事項等もなきにあらざるも何分牛歩の刷新に過ぎざるを以て轉々汗顔の外無之候へども目下吏員の折合は至極圓滑に有之殊に因情は至極平穩無事に有之候間乍他事御放慮被下度候又昨年初夏遷生出京の際御高配を得候監房及病監等の模様換は昨今略ぼ峻功致從來分房十八に過ぎざりしに新に分房廿四房を増加せしに付將來拘禁上の利便可有之候且目下教誨室の修繕中に有之教誨師の熱誠と俱に是又感化機關の圓滿を見るべく存候

本縣大分縣保護會は創設以來既に十餘年の經歷を有するに不物成績の他に吹聴すべきもの稀有なるは寔に慚愧の外無之候へども昨年四月法人組織となしたる以來致々として斯業の發展成效を計圖する爲め汎く慈善家の同情に訴へ目下該會の事業として養豚業の外養鶏及農作(蔬菜を栽培する見込なり)事業を開始する爲め専ら準備中に有之候云々

二月廿八日

上田典獄

○早崎典獄より

前略陳者御取込中以書中伺上候も如何敷候へとも川越幼者中I工事家庭及學校教育等に申分なく然るに尙手癖の悪しきは所謂病的に非ずやとの疑問起り體的状态に注意せし結果嗅官器に故障あるとを發見し監獄醫は鼻茸と診定したるまでの事は其時分一寸御報申上候配廳に御坐候處其後種々調査の結果調査すれば程臭官の故障と手癖の故障とは其發生期か相接近する事實有之而して嗅神經は全く麻痺して少しも嗅覺を感せず監獄醫の診斷によれば嗅神經の麻痺は所詮回復の途なかるべしとの事に有之尙同醫師の談によれば是まで三人の鼻茸に手術を試みたれと二人は明に失敗に終り一人は手術後來らざりし故其成蹟如何を知るに由なかりしも各二人の不成蹟に終りしを見れば此一人も自然同様の不成蹟に終りしなるべしとの事併しものはためしと申す事も候へは近時鼻茸咽喉の第一流と聞えたる岡田博士に一診を乞ひたきものと存しいざ連行かむとするに先ち監獄醫爲念とて再び診せしに前日確に鼻茸と認めし發生物は影と止

めす何時の間にか消へ失きて仕舞ひたりしとて餘り滑稽じみて候へは其時分何人にか一見を煩し置かばよかりしものをなと頭を掻きつゝ笑談せし程の事に有之然るに嗅覺の消失は依然として少しも回復せず斯る例は現に監獄醫の弟にもまた看守部長の某にも實例あるとの事に於て所詮治療法なき事と相成一時當惑いたし候へ共日歸り旅程の東京に専門家あるに一診たも乞はずに差置候事如何にも残念に有之既に鼻茸なくなりたる已上は治療法なしや否嗅神經の麻痺は最早回復の見込なしや否此嗅官の故障は腦に影響を及すべしや否等試験のため一診を乞はむと存し岡田博士の許に連行申候處博士は流石に専門家丈に未だ診せざるに先ち本人の年齢十五歳なるを聞き十五歳以下の子供には鼻茸は無き事になり居れば思ふに鼻茸にあらざるべしと豫定し(十五歳以下には變りとして極稀に有る事に於て容易に見ること能はずとの事)一診の上愈々鼻茸に非ずと診斷し鼻茸にはあらねど

一 右鼻の腫大
二 咽頭扁桃腺炎

の二症あり右鼻と咽との故障は腦に影響を及すこと勿論にして尙今一つの鼻孔の奥なる嗅神經のあたり故障あり少量の膿汁を排出せり思ふに頭がいいたいことかあるゝなど本人か時々感しつゝありし頭部半部面の疼痛までも聞かずして診斷せられ候

考へられ候へ共兎に角一寸新規の異例に係り候まゝ事情を具し詳陳仕候
幼者取扱に付御蔭様にて少許經驗し得る處によれば子供の心的作用は實に々々變化激しく其朝に夕に移り變る有様を形容して申上候へば瞬時も一定の調子を保つと能はず所謂掌を反すが如くに候へは所詮日夜寢食を共にするにあらざれば子供といふものを知ること叶ふまじと信せられ申候依而今後新に設立せらるゝ分は願くは典獄自身に在勤せる本監を以て之に充てられむことを切望する儀に御座候

然るに右に掲げたる二症丈は容易に手術により治することを得へきも今一つの故障は一診定に請合ひかたしとの事に有之暫時試みよとて處方を與へられ其により日々一回宛洗滌せしめ候處月曜日より洗ひ始めて水曜日晝食に副へたる梅干の匂を感覺するやうに相成頗る成蹟よろしく候依而去日曜日には早川支署長に連れさせ候處博士は更に進みて今少々手術を施す必要あり大學病院に官費入院せしめ度旨申され候由

扱是までは日歸り旅程の事に候へは郊外散步と同様に見做し小生限り取計來候へ共大學病院の入院と申しては自然晝夜引續人手に預けざるを得ず尤逃走などの氣遣は萬々無之候へは是又小生限り賈任を負ひて入院せしめ候ても規則には差支なき様

若し其事不相叶候は、能く其人物を得て本監より分離せしめ現在の分監を利用し典獄の箝制を受けざる獨立組織の幼年監とせられむことを希望罷在候其譯は今日まで小生の經驗したる處によれば自身幼者と共に在るときは朝夕嚴父慈母(生は慈父嚴母説を可なると信するものなれと今は普通に從ひ申上候)の心得にて言容兩ながら温和なるを要するに一たび本監に歸り彼の累犯者に對するや朝夕減食閉室なると殺伐極まることを口にし頭に浮

へざるを得ず斯くて二たび幼年監に至るやヤット
 温和になりかけたりし言容はまた元のあら／＼し
 き司獄官に立戻り子供は恐れてよりつかぬ仕合と
 相成到底俳優の十藝は團十郎ならぬものには困難
 至極に御坐候故若し幼年監を例へば四ヶ所に御設
 置可相成候は、其中二ヶ所丈は少くも獨立の組織
 に御設備相成候様希望する次第に御坐候
 然らば本分監かけもちの幼年監は無用かと申すに
 そは決して無用には無之管に無用ならざるのみな
 らず建物經費其他諸般の都合上到底獨立の幼年監
 は設置困難との事に候は、無論本分監かけもち
 のまゝにても現在に比し數等の優勢を保つ備に候
 へ共愚見によれば建物及經費などは現在の儘とし
 て猶幼年監を獨立せしむる都合にまいりはせぬか
 と存候事に有之爲其御參考までに申上候事に御坐
 候猶今一ツは多數中の一ツか二ツかの幼年監には
 從來の一課二課警務教務などの各部の外に心理部
 生理部を置き子供の心的状態及體的状态を調査せ
 しめ候事最大切かと存候但し斯くするには一わたり
 心理學を學びたる心理學者と生理學を學びたる

生理學者と外にまた精神病學を學びたる醫學者と
 を要するか故に其人々の俸給に充つへき多少の費
 用を要すべく候へば此際實行と申事は困難乎と奉
 存候へとも將來の希望まで序に申上置候
 成年囚を遇する道も矢張彼等を知ることか第一の
 必要條件に可有之候へ共現在の處にては寢食を共
 にせざるか故に詰り彼等か房外に在るとき丈の言
 行を見るに過ぎず候へば彼等の全面を見ること能
 はざる事に有之然るに彼等の眞相は兼々御教訓に
 も拜承仕候通り全くは寢食浴遊などの時に表はる
 ゝ事に有之別して子供は教室工場農園など看守か
 一定の規律を強行する場合には天真を表はすこと
 殆んど皆無と申すもよろしかるへき有様に候へば
 何は兎もあれ彼れ子供等と寢食を共にする一事か
 先ツ大切に可有之而も其寢食を共にすと申す事は
 間斷なきを要する儀に有之若し間斷あるときは矢
 張全面を見ること能はず僅かに半面か但しは一局
 部面を見るに過ぎず候へばまた其れに伴ふ弊害も
 少なからざる事と信し罷在候
 右は唐突思出し考出し書き綴り候へば自然文の體

ならざる處も可有之其邊はよしなに御見のかしの
 上微衷の在る處丈を御判談被下度奉懇願候也草々
 拜具

岳洋先生

侍史

春 香

○幼年囚放免の狀況に就て

(早川川越分監長より)

幼年囚某放免に付本日午前七時本人同行當地出發
 同十時三十分下谷警察署に赴き主任警部に面接被
 監視人自宅へ送り届の爲め出頭の旨申述前回の如
 く直に監視票を受取り次て○○の實兄宅下谷○○
 ○○番地へ罷越候處該家は○町表通りにて間口九
 尺奥行凡そ貳間半程の小屋なれとも兎に角表見世
 にて古衣類の賣店に有之其衣類は最も下等物のみ
 見世全部の賣品價格漸く五六拾圓斗の品物と見受
 申候實兄○○は年齢貳拾七歳にて誠に實體らしき
 人物又實母も居合せ候年齢は四拾五六才とも見ら
 れ他に○○の妹(本因の姉)及○○の弟(拾壹)都合四人
 の家族に御座候○○の實父は目下芝邊の縁家に同

居致候別に家業も致し暮居候趣きにて實父なる者
 は先年警視廳の巡查を八ヶ年間奉職し都合上退職
(事故ありて)夫より新潟縣に赴き(此の時本因四才なりと)
 又々失敗し結果歸宅いたし其時本因を獨り越後長
 岡町に残し置き昨年本人を實兄が引取りたる次第
 にて又實父と實母とは和合せざる爲め實父が越後
 へ赴く時より別居となり今日に至るも同居せざる
 由察するに實父は品行不真の方と認められ申候
 而て實兄○○は實母及妹壹人弟壹人(本因の弟)を
 自宅に引取り古衣商を営み漸く親子ともかすかに
 今日を送り居るものと認候尤も○○及實母の實體
 正直らしきは誠に好都合に御座候依て本人保護上
 の件に付種々懇諭相加ひ候處如何にも恐縮は申迄
 も無し此の御恩返しとしては本人の保護に盡力し
 斷じて再び心得違ひの事なからしむる様深く注意
 可致旨申出候右の現況に付今後實母及實兄に於て
 誠實保護の道を盡す時は再犯の恐れ無之ものと奉
 存候次て歸路下谷三輪町なる先日放免致し候幼年
 者某の宅を見舞ひ候處本人も不相替彫刻業に従事

いたし居り更に別狀無之父母にも面會尙今後の件に付注意相加へ置候先以て本人も再犯の恐れ無之と被存候云々

○拷問談 (前號の續)

最も廣く用いられた拷問道具は笞杖及楯子であつて、其方法は被拷問者を楯子の横棧に縛り付けて身體四肢を一時に牽引するのて楯子の下部に設けられたる万力を廻轉すると非常な力を以て筋肉が牽引せられるやうな構造である不幸にして、此拷問の供物と成つた者は實に無殘な話で四肢は一時に碎けむばかり又之を牽引すばかりでは中々満足せず引伸ばしつゝ火で焙つたり或は酢酸其他劇の甚たしい流動物を倒に吊して置いて鼻から注入し容易に流出する事か出来ない、是が爲めに殆ど窒息して仕舞ふと云ふやうな最も酷烈な拷問を行つた、斯程残酷な事をしてはまだ飽き足らぬものと見へ此上にも尙種々な方法でひどく罪人を苦め、故に斯の如き殘酷な裁判官に見送れた以上は

罪人は其時に直ちに生命を失ふか、生命は辛うじて維持することは出来ても全く不具廢疾の者となつて仕舞つたと云ふ有様であつた、拷問の中で最も酷いのは生なから皮膚を剥ぐと云ふ所謂皮剝の拷問であつた、前に一寸御話した私人の拷問と云ふものの如きは、是はどの方面から言つても不定理不仁道である、又理屈のないと云ふことは何人も承認する所のことであつて、斯う云ふ事が當時行はれたと云ふのは如何にも其時代の歐羅巴即ち耶蘇國人が残酷であつたと云ふことを證明するに足るのである詰り此私人の拷問と云ふのは奴隸制度から始まつたので奴隸であればそれを使役する所の人の慰みになつたのである而も官吏の之に立會つて監督すると云ふやうな事もなかつたので随分お祭り道具にもせられたのである、多く私人の拷問と云ふのは何か證言をさせる爲に行はれた方法で恰も今日の宣誓に相當する、前にもお話した通り奴隸は一度拷問の苦痛を耐忍したる後にあらざれば證言するの資格がないと云ふ迷信から些々たるとの證言を

させるにも奴隸であれば直ぐに拷問に掛けられた、殆ど人類としては考へられぬ到底行ふことの出来ない動物的の行爲を盛んに行ひ而かも方法手段に於て何等の制限もなかつたのである、當時希臘では奴隸を拷問して見やうと云ふ時には何か僅かの事故を拵らへて其所有者に請求すれば、忽ち之を引渡して拷問をさせると云ふやうな有様であつたので、奴隸なる者は實に危険な境遇風前の燈をされるか測り知ることが出来ない實に憐れな境遇にあつた、甚しきは拷問法を發明して奴隸を捉へて其拷問法が効があるや否やを試みたこともある、丁度日本邊りて刀の斬味を試さんか爲め試斬りをしたと云ふとがあるが、是よりは尙一層無法な方法であつたので、如何にも宗教國として信することの出来ないやうな事柄である、而して希臘では拷問がひどければひどい程それ丈白狀した事柄に値打があると云ふやうなことを皆裁判官なども信じて居つた、斯う云ふ有りともあらゆる残酷な拷問をやつてそれに依つて白狀させてもまだ事

實であると云ふことを充分に信せなければトウ、拷問の爲めに責殺ろして仕舞ふ、死んでも尙は裁判官の満足する丈の事實を得なければならぬと云ふことを信じて居つたと云ふのであるが、如何にも残酷の極で語をするさへ身の毛の竦立つやうな時代であつた然るに當時は此くの如き同胞の悲劇を見て無上の快と爲したのである、此等は到底常識を以て想像の出来ぬ事である當時と雖も見物人中間々氣絶するものも有たとの事である實に文物開明の中華たりし希臘人が此慘劇を歓迎したのは意外である、今御話した希臘と稍や類似な拷問を羅馬でも古い時代に行つたのでありますが、羅馬人は是等の事を多分此希臘人から學び得たのであらうと思はれる、ナゼなれば羅馬の法律は其源は希臘でありますから拷問の如きも稍や此希臘と羅馬と方法に於て一致して居るのであるふと思ふ、羅馬でも奴隸が證人に立つと云ふ時には先づ其者を第一着に拷問に掛ける、又私人の拷問と云ふことも羅馬にも行はれて居つた、此事は初めて羅馬帝國が成立つ

た時に廢せられたのであつてそれまでは希臘同様に行はれて居つたのである。羅馬帝國の成立以來私人の拷問の廢せられたと云ふ理由は、一個人をして徒らに拷問を行はしむるも唯他の罪を蒙るより外に何も得る所はない、のみならず無制限に人の生命までも奪ふと云ふが如き方法は成立せしむるものでないと云ふ丈の理由であつた。

羅馬法に依つて見ると希臘で行つたやうな残酷な事柄は餘程省かれて居つて、而も此羅馬人が拷問と云ふ事柄に付いては明文を設けて餘程制限を設けやうと云ふ方法を講じたことを見へて居る、羅馬人が茲に注意したと云ふことは希臘に較べては餘程進歩した所であつて、拷問に依つて證據を得るとか云ふことが無論不道理なことであると云ふことを多少悟つたのであります。

前に羅馬は希臘の拷問の法を模倣したと云ふことを御話しましたが、羅馬人が希臘の拷問法を模倣したのみならず、羅馬人自らも又幾多の方法を案出した、而して帝國の創立以來は拷問の方法も餘程緩和になつて來て、古代に用いた所の拷問器械など

も全く變化して來た、さうして種々に代ふるに新しい拷問器械を發明したのである、それでありますから其當時の人は今日から見れば無論残酷であつたのには相違ないけれども拷問の苦痛と云ふものは殆ど無くなつたかの如く考へて居つた、併しどれ丈其時代に拷問が輕くなつたかと云へば唯拷問者をして勝手氣儘な拷問が出来ぬと云ふことになつた丈のことであつた。

拷問方法の中で最も知れ渡つた物はからだを牽引するのであつた。(Haulsod Equilens) それは後手に縛し四肢を引伸ばすので器械としては椅子の様な物を用いたのもあれば或は寝臺の如き物を用いたのもある、兎に角人間の体らだを引伸ばすと云ふ拷問の道具が一番名高いものであつた、此拷問は随分残酷なものであつて、自然に手足を牽引し漸次其度を強め終に四肢が分裂すると云ふ位まで引伸ばすのである、モウ一層之を重くする爲めには體らだをまるて宙に釣上げてさうして上下に之を引伸ばすと云ふやうな方法を用いるので、椅子とか寝臺の上に寝せたものよりは臺を用い

い引伸ばしが一層重い者としてあつた、通例此牽引執行するには一段高い所に刑場を設けて成べく周圍の人をして拷問掛ける所の場所を見易いやうに拵らへてあつた、是は全く刑の執行に依つて威嚇、豫防の効力を奏しやうと云ふ感念に基いたものであつて廣く行はれた所の方法であつたのである、此引伸ばしの拷問と云ふものも方法が幾つにも分れて居つて、段々犯罪の重い者には苦痛が加重せられるやうに組織してあつたので中には張付にして置いて金屬の鉤であるとか或は櫛を以て少しづつ體らだの皮や肉を掻き取ると云ふやうなことも行はれ、其外に色々の方法に依つて苦痛の度を増す方法が澤山設けられてあつた、殊に此拷問をするやうな人間は残酷を喜ぶ所の人間であつて無論人體解剖上の知識もなければ動物に均しい人間であつたので、無暗に人間の體らだに向つて亂暴な取扱をするのが通例であつたので、拷問に掛る者はどうしても生命を取られるか若くは恢復すべからざる不具に陥ると云ふことは免れなかつたのである、また此外にも残酷な拷問の仕方があ

つたのであるが、是は素戔して盛んに火の起つて居る炭の上を歩かせるとか或は椅子の中に身動くの出來ぬやうに縛り付けて置いて眞つ赤に焼けて居る鐵鍋の中へそれを据へると云ふやうなことも拷問の方法として行はれた、それから又身體はスツカリト框を組んで縛り上げて置いて足丈を火炙りにすると云ふやうなこともやつたのである、斯う云ふやうな拷問の仕方と云ふものは拷問中の又残酷なものであつてトモ人間の堪ゆべき等のないことである、然るに斯う云ふ拷問は多く政治的犯罪者に向つて用いられた即ち國事犯罪者が今御話したやうな拷問に多く掛つたのである。

○老押丁大橋萬吉氏經歷談

私も最早七十四歳になりますが、仕合と目も耳も慥かて何所へ行くにも車や船に乗つたことはありませぬ、毎日裁判所への往復は馬車へ色々の物を載せて一所に乗つて行つて監房を明けて別房者に掃除させたり色々の用事を済まして其馬車で歸つ

て來ます、ハイ勤め方ですか、斯う申すとおかしうございませぬが私は休むことは嫌いですが三十二年頃から日曜又は休暇を賜りました、それから三十三年に炊場へ押丁が一人宛付きました其折に流して滑りまして手首を折つて仕舞つて病氣引で五十八日の内廿五回千住の名倉へ通つてまだ全くよいと云ふのではなかつたが何しろ自分の懐ろでやらなければならぬのですから出勤致しました、それから又三十四年に橋向ふて自轉車を股間へ打つ付けられて仰向に倒れてモウ起きられまいと思ひましたが漸く入方へ乗つて醫者へ行きまして診斷を受けましたがどうしても動かせぬ、それから又千住へ廿八日の中十三回通ひましてどうかこうか歩るけるやうになりましてそれからこちらへ御厚情になつて居ますが昨年は皆勤致しました、それから先月の十九日に私は喘息が起ると咽喉が大變痛いので同二十三日まで引ッ込んで居ましたは何しても出なくちやならぬと云ふので出ました、

へ一酒ですか酒や煙草は若い時分からマルデ性けありませんが、それは何も教へぬても宜いが、唯先づ石澤さん秋山さん時分から手錠の二百や二百五十ではサア爰の戸前を開くと云ふ時分には手錠では間に合はぬ、おツ放すとそれ幸に決闘する奴があるから何んでも見込んだ奴は手錠の外繩に掛けるので早繩でございませぬ、是を私は五分間に五人掛けるので例へば腰繩にしる羽翼にしる菱くづしの十文字にしる首繩にしる一分間に一人です、それを一日置に看守押丁方に教へたのです、それで死刑があると私は早出を致します、其時分は裁判所へは行きませぬでこちらの擔當をして居りました、明日は大橋早出だよと看守長から仰せになりますとハイと云つてモウそれで分つて居ります、其折は斬罪繩は皆一つです、それを外かの看守はどうも掛けるとが出来ない、今の看守の大橋松三郎さんに一昨々年辭職した栗原熊吉さんそれから今看守をして居られる人と此三人はどうなりこゝなり掛けるが私の顔を見れば大橋やつて呉れと云ふやうなとマア私が掛けます、其折は早出をして居る、さうして矢張病監にしる階上にしる

ませぬ、菓子だの刺身などは好きならぬ時々やります、食事は朝六時半までに出勤するので其前に朝飯を食べて辨當を十時頃に半分と二時頃に半分食べて又夕刻下宿で食べると云ふ風に少しつゝ、四度食へますが、今日は不味いと云ふとはありませぬ、マア樂と申しては別にございませぬが、日曜などに講釋はチヨイ／＼聴きに行きますが芝居は嫌いです、誠にあほらしいですな、マア書生芝居などだと明治の事をやるからアツナ事があつたかと思ふが併し縛ると云つてもアツナ縛り方があるもんですか唯胸の所へ一寸繩を廻す、私などが見ると馬鹿々々しい……私は石澤さんの時分司法省の繩取人を拜命致しましたのですが、其時分は腕力なもんでございませぬ、大きな擔桶で水でも湯でも押丁が擔いで昇るので警視廳からお賄が遣入つたことがありました、腕力は強うございませぬ、それから私は繩の方がチツ好きてございまして押丁看守方の繩の教師を致しました、今の部長さんの御出でになるまではやつて居りましたが、それは金米糖などと云ふむつかしい繩が

今のやうな擔當をして居りました、繩の掛りましか方が私の爲めには安心でございませぬ、今は死刑は手錠でやつて居りますが、其死刑へこちらで掛けてやると市ヶ谷へ行つてアノおかしな熊の遣入るやうな所へ入れましてそれから市ヶ谷の押丁が米繩を二筋にして掛直す、ソコで其繩を私がこつちへ持つて歸ります、今は本人の爲めには結構です、ナニに死刑繩と云つても唯首へ掛けて後ろへ手をやるばかりですから少ツとも痛いことはありませぬ、

私が拜命致しました以來の出來事て記恩して居ることを話せと云ふ仰せでございませぬが、是でも自慢をするやうですが若い時分には肥臆が宜かつたのです、それが年を取つて今では誠に前後致して相濟みませぬが、先づ明治六年に監獄事業に係りまして七年八年と二度監獄の受自人が監獄へ遣入りました、私共本當の事は知りませぬが、今のやうに是なら出來ると極めて置いて入札させるなら宜いが、小原さんの時分でございまして何んて高札が一萬九千三拾圓かださうですそれが唯の

九百三十圓で中村と云ふ受負人に落ちた、一萬圓も違つたと云ふことで其時分には安い札へ構はずも切れるやうな物で、あの時分の在監人は皆本當の悪黨ですからそれであの戸前も残らず仕換へなければならぬ、羽目板もトン／＼やると隣りへ聞へますから番監のは又中にモウ一枚と三枚になつて居ります、(未完)

○東京便

編輯局内にて
別 天 生

其連中へ入れる辨當屋へ拂をしませぬから辨當屋は來なくなる職人も拂をしないもんで皆道具を擔いて行つて仕舞つた、モウ材木屋だ木挽だと云ふて皆引つ掛けられた、それから大變な大風が吹きました其時分、上屋を皆持つて行つて仕舞つた、それで司法省へ願つても一文も下らなかつたさうでソナナことでトゥ／＼監獄へ這入りました、今

です、窓なども色々變りまして戸前などは杉の平太のやくざでやつたから釘一本あれば一晩に二本も切れるやうな物で、あの時分の在監人は皆本當の悪黨ですからそれであの戸前も残らず仕換へなければならぬ、羽目板もトン／＼やると隣りへ聞へますから番監のは又中にモウ一枚と三枚になつて居ります、(未完)

拜啓墨陀十里の櫻堤は今を盛りに咲き満ち所謂咲きも亂れず散りも初めずの有様にて艶姿嬌容を恣に致し申候、左れど三日見ぬ間の櫻にて典獄諸君の御上京には最早晚櫻見る影も無之事に可有之候得共艶陽の好時節、俗地の帝都も多少は見慣れぬ人に向つて趣味を感ずる節も可有之と存候、殊に況んや僚友親しく一堂に會する事に候得ば、親しき友垣の隔てなき心を打語り互に興じ笑ふの機會も多き事と敬存候、本會に於ては典獄諸君を迎ふ







るの準備に忙はしく、委員の評議も来る二十六日
總會の事に一決致候間、席を清めて諸君の御入來
を待詫び申候、

別紙相文字の「何や角」難有拜讀仕候、悟道の域に
進むこと如此易しとせば頑鈍驚才を鞭たむかな、
借問す悟道の域とは如何に、眞道老婆媼婦の珠數
繰りて念珠を唱へ嫁の仕打言ひ觸らすものは含ま
じ、眞宗大學生の僧服の儘惡所通も悟道の極みな
りや、口能く語りて躬ら行ふ能はざるものは一種
の辯說者にやあらむ、我は這種の凡俗宗教家には
面するさへ厭氣を催ふし候。

此度の官制改正に伴ひ廢官と爲れる者僚友中八十
三名有之候由、七百の僚友中一割以上の減員を見
るに至りたるは減員者に採りては誠に御氣の毒の
感に堪へず候得共、一般の方針として少數吏員を
以て此煩雜なる事務を割理すへき監督官吏の才能
は他の模範に致度ものと存候、今回の退官者は決
して現任官よりも力量劣りたりと謂ふに非ざるは
言ふ迄もなき事にして内には將來有望の人物なる
にも不拘、涙を揮て馬覆を斬るの切なる感に出て

たる者も可有之候得共、既に新官制後引續き採用
されたる同僚に在ては減員の爲め一層の繁務を來
したるは事實にして此際こそ僚友の最も力を揮ひ
候、現任者は即ち其任を完ふするに十二分の力あ
る者と認められたる者なれば吳々も其信望に副ふ
機希望致居候。

小生は屢々僚友に語るに讀書の必要を説き申候、
殊に吏務に長じたる者に向て切に勸誘致候處、其
答辯は多く相一致し何分繁務の事なれば其閑なし
との一言を以て劬ね付けられ候、繁務なれば繁務
なる程益々讀書の必要ある譯にて多少文字に目を
晒らしたる者は氣品思想に於て異なる所有之、少
くとも斯界改善の事業は此等の讀書生の理想に待
つ所多きものにて、單に吏務に長じたりとの一點
は進取活達の氣を缺き到底事業を爲すの器無之も
のに候、如何に繁務とは謂へ夜中若くは出勤前一
時間や二時間位の讀書時は得らるべくと存候、先
は右得貴意度、早々敬具。

○ 何や角

相 文 子

一 近來精神修養に關する名論卓説や談片續々本誌に記載せられ折柄別天生今回の東京便平素に比して一層の趣味を感得致候間卑見五三左に開陳仕候

一 別天生は「小生の如き没宗教漢」と云へる言下に直に「宗教は……中々捨て難き趣味の存するもの、様思はれ申候」と申され候か既に趣味の存する様思ひ乍ら自ら稱して没宗教漢と云ふは随分酷言には候はずやと被存候併し別天生は必ず前提の人宗教には全く門外漢にして趣味の存する様思はれたる事實でなしと邪推致候は僻目か

一 別天生は信仰の門を大別して(一)小兒の時より自然に精神に浸み込んで信仰するに至るもの(二)非常なる災厄に遇ふて感起したるものとの二種に區別せられたるか是は信仰の主要なるものに非ず前者は概ね活氣活動の念に乏しく后者は動

と愚考仕候

一人は誰れても自己の性情より割り出して何事も爲さんと企て申候別段惡しき事には非らざるも大工の尺は使へば使ふ程「くるい」を生ずる故時々検査場へ遣て打直す必要ある如く教誨師や典獄も尺も囚人に接して使へば使ふ程「くるい」を生ずる故常に完全なる人を理想し時々其検査場へ運んで陶冶すること肝要に被存候

○ 官制施行時述懐

石 井 典 獄

碎心粉骨事全終五十七監督相同夜半功成身忽藏再
生斯界盡微衷



○ 山上氏宛の書柬

東京監獄生の名を以て左の書面が舞ひ込んだ

去る二月協會誌上先生の遺稿談として掲載せられたる餘鑑談中其探育方法に就て記載せる中に子供の教育方法も之の外ならぬ譯で川越の幼半監獄園法天れ自らを説明する様に記者の耳に響

もすれは再度他の災厄に遇ひし時は轉變するの憂ありて何れも清浄潔白なる信仰と云ひ難し抑も入法の門は無量にして前二者の外或は一巻の宗教書籍を讀み或は一幅の宗教畫或は道傍の地藏を見或は妻子知己の信仰を聞き或は椽の障子の外等にて説法を立ち聞きして即時入法し又は如此順路を蹈んで自然に宗教に對する崇高の念を起し幾多の訓練修養を積んで金剛堅固の信念を喚起するもの多々なくんはあるへからず候願くは斯道に従事する人々には幼少の時より宗教の素養なし未だ非常なる災厄に遇ひし事なして宗教を放抛せず今少しく心身を之に傾注せよ早き者は一夕にして或は一日七日にして遅きも兩三年にして悟道に達せん所謂見佛聞法の勝縁に遇ふこと尤も必要と愚考致候

一 幼年監に對し規律勵行等の御注文頗る同感に候
一 囚人に温かなる同情を寄するは最も可なり特に幼年囚に於て然りとす爾れとも彼等をして確固たる意志を惹起し明晰なる理性を發揮せしむる様仕向けざるへからざることを忘却すへからず

いた……即ち監獄の懲罰方法を講ずる所以と見れば合點する所が多い云々と掲げられたるも皆て先生は協會茶話會に於て囚人の購求食物許否の討論に際し絶對的に購求を否認せられ又昨冬各縣巡視談として御講演被成候中にも階級制度を非難せられ其反對理由として御論に於て之を感化せしむるの優遇的方法とするに於て犬猫を釣ると同一法なりとのことをも拜聴致候今其愛犬の撫育方法を檢言すれば餌を以て釣る再三鞭撻を加へ又餌を以て釣り難ら度を重ねて騙致せしむるは罰因方法を講ずる所以と見れば合點する云々と記者先生の腹耳に響きたるは據ての御持論と反對なるかに感ぜられ候も之は誤解なるや云々

世の中には奇妙な物言を付ける男もあつたもんだ、山上氏と雖も無論食物購求に反對なることは今日尙其説を變せざる所か、寧ろ一方の旗頭である此點は全く東京監獄生の謂ふか如くである、また記者も食物を餌として釣ることが過因法であるとは信じないし言つた例もない、犬と人間と異なるが如く過御の方法も徹頭徹尾同一であるとは常識を持つ者の信じ得られない所である、鞭撻を加へることの過因上不可なることも明かであるが流石は東監生も此點には想像を逞ふせずして獨り食物のことのみ言はれるが、記者の書いた内には「其

の講釋を聞いて見ると子供の教育法と少しも異なるを有する者は這般の誤解は無き筈と信じたるに果
 らぬ譯で徒らに愛情に溺れてはならぬとは何時も然此の投書とは今更の如くに驚き入つたのであ
 先生の譬句で云々」と書き下した、多少の讀書力

統計

○明治三十六年二月末日現在全國在監人員表

| 刑名 | 明治三十六年二月末日 | | 明治三十五年二月末日 | | 前月ニ比較シ | | 前年ニ比較シ | |
|-------|------------|--------|------------|--------|--------|-------|--------|-------|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 増 | 減 | 増 | 減 |
| 囚人 | 四九、九七二 | 四八、九五二 | 五一、五四四 | 一〇、三三七 | 一、〇二二 | 二二 | 一、五七二 | 二、三三〇 |
| 刑被告 | 八、〇五七 | 八、〇六九 | 一〇、三三七 | 一七〇 | 四 | 三三 | 二、三三〇 | 二〇七 |
| 懲留人 | 二〇三 | 一九九 | 一七〇 | 一七〇 | 四 | 四六 | 二〇七 | 一三 |
| 別房留置人 | 八五九 | 九〇五 | 一、〇六六 | 一一五 | 一〇 | 四六 | 二〇七 | 一三 |
| 乳兒 | 一〇二 | 九二 | 一一五 | 一一五 | 一〇 | 四六 | 二〇七 | 一三 |
| 計 | 五九、〇九三 | 五八、二一六 | 六三、二八二 | 九七七 | 九七七 | 四、〇八九 | 四、〇八九 | 四、〇八九 |

○明治三十六年二月末日現在全國囚人刑名別

| 刑名 | 明治三十六年二月末日 | | 明治三十五年二月末日 | | 前月ニ比較シ | | 前年ニ比較シ | |
|-----|------------|-------|------------|----|---------|----|--------|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 増 | 減 | 増 | 減 |
| 無期 | 三、五二八 | 五七〇 | 四、〇九八 | 六一 | 四、一六六 | 一八 | 二八 | 二八 |
| 有期 | 三、二一七 | 二九五 | 三、五一一 | 三 | 三、五三〇 | 一 | 一八 | 一八 |
| 懲役 | 二、一八三 | 三三 | 二、二一七 | 三 | 二、二二五 | 三 | 一 | 一 |
| 禁獄 | 一〇、〇五八 | 一五一 | 五、八二七 | 一 | 五、八二六 | 一 | 一 | 一 |
| 重禁錮 | 五、六七六 | 三三八 | 一〇、四〇六 | 一 | 一〇、三三七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 五、七七四 | 二五五 | 六、〇二九 | 一 | 五、九二七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 九、七七一 | 六〇九 | 一〇、三一九 | 一 | 九、五六六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 七、七五〇 | 七〇 | 八四五 | 一 | 八二三 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、四一七 | 一、四六七 | 三、五六三 | 一 | 三、四六八 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、五 | 一 | 三、六 | 一 | 三、六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、五 | 一 | 三、六 | 一 | 三、六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 一、九六 | 一 | 二〇八 | 一 | 一八五 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 五、四 | 一 | 五、五 | 一 | 五、七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 六、五九 | 四〇 | 六、九九 | 一 | 六、一五 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 九、四九 | 五四 | 九、九九 | 一 | 九、〇〇 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 七、六一 | 一三三 | 八、九四 | 一 | 九、二〇 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 一、八〇、二二 | 一、九七四 | 一、九、九九六 | 一 | 一、九、九九二 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 二、九、〇六七 | 九、〇九 | 二、九、九七六 | 一 | 二、九、九九二 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 四、七、〇八九 | 二、八八三 | 四、九、九七二 | 一 | 四、八、九五九 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 三、五九三 | 二九六 | 三、五九三 | 一 | 三、五七三 | 一 | 二六 | 二六 |

| 刑名 | 明治三十六年二月末日 | | 明治三十五年二月末日 | | 前月ニ比較シ | | 前年ニ比較シ | |
|-----|------------|-------|------------|----|---------|----|--------|----|
| | 男 | 女 | 男 | 女 | 増 | 減 | 増 | 減 |
| 無期 | 三、五二八 | 五七〇 | 四、〇九八 | 六一 | 四、一六六 | 一八 | 二八 | 二八 |
| 有期 | 三、二一七 | 二九五 | 三、五一一 | 三 | 三、五三〇 | 一 | 一八 | 一八 |
| 懲役 | 二、一八三 | 三三 | 二、二一七 | 三 | 二、二二五 | 三 | 一 | 一 |
| 禁獄 | 一〇、〇五八 | 一五一 | 五、八二七 | 一 | 五、八二六 | 一 | 一 | 一 |
| 重禁錮 | 五、六七六 | 三三八 | 一〇、四〇六 | 一 | 一〇、三三七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 五、七七四 | 二五五 | 六、〇二九 | 一 | 五、九二七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 九、七七一 | 六〇九 | 一〇、三一九 | 一 | 九、五六六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 七、七五〇 | 七〇 | 八四五 | 一 | 八二三 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、四一七 | 一、四六七 | 三、五六三 | 一 | 三、四六八 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、五 | 一 | 三、六 | 一 | 三、六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 三、五 | 一 | 三、六 | 一 | 三、六 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 一、九六 | 一 | 二〇八 | 一 | 一八五 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 五、四 | 一 | 五、五 | 一 | 五、七 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 六、五九 | 四〇 | 六、九九 | 一 | 六、一五 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 九、四九 | 五四 | 九、九九 | 一 | 九、〇〇 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 七、六一 | 一三三 | 八、九四 | 一 | 九、二〇 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 一、八〇、二二 | 一、九七四 | 一、九、九九六 | 一 | 一、九、九九二 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 二、九、〇六七 | 九、〇九 | 二、九、九七六 | 一 | 二、九、九九二 | 一 | 一 | 一 |
| 輕禁錮 | 四、七、〇八九 | 二、八八三 | 四、九、九七二 | 一 | 四、八、九五九 | 一 | 一 | 一 |
| 計 | 三、五九三 | 二九六 | 三、五九三 | 一 | 三、五七三 | 一 | 二六 | 二六 |

×印は賭博犯懲罰なり

地方通信

短簡

冷骨生

◎人生忍ふへからざる事多かる中にも。今まで水火の中にも艱難を共にしたる僚友諸士と。事業の關係を絶つ程。悲しく且つ忍ふべからざるものはなし。官制改正の運命は小生をして。二十三名の僚友に對して。此の忍ふへからざる事を。忍はしめたり。噫々何等の悲痛。何等の悲觀をや。眞に人生のヒューマニチーを解するものは。此の光景を見て泣かざるものなかるべし。

◎新官制の下に。當監もドーやらコーやら新組織出來申候。今後は幾多の困難と苦痛に接する事は。勿論なるも。全員擧つて。此困難と戦ふに足る。優勢を備へ居るか故に。其筋へ憂心を與ふる程の事はなかるへしと。確信致申候。

◎當監は從來製紙業を盛んに行ひたるも。檢束上者を出し耕作せしめ居候。彼等の弱き軟らかき。一本の手は老に腐りたる猶因の十本の手に勝り。耕作物は。彼等未丁年の發達と共に。満圃に油々然として。繁茂致申候。

◎現今當監に。拘禁する在監人中初犯再犯の割合は二初八再の割合に有之候。統計上再犯者の多きを見て歎息するは。まだ統計の見方を辨せざる人と信じ申候。犯罪の滅亡する前には。必ず再犯者のみ跡に残り而して。后ちゼロに歸するものなることを。記臆せざるへからず。

◎小生は全國の教師諸君に告ぐ。諸君は萬朝連載の巖岩深香氏譯述の噫無情を讀まれたるへし。叙事の光景は當時の佛國のみならず。吾人の眼前には今尚ほ彼と同一の光景あり。而してミリエル僧正の感化彼の如し。諸君が熱誠なる教誨は獄内に於て成功せずとも。或機會に於て其成果を得せしむ。諸君請ふ此の恐漢度し難しと。落胆する勿れ。

◎協會雜誌は七十頁の制限を大變仰由に云はるゝか如し。小生の知る處を以てすれば。神奈川監

の不便と。夏季病壹延を促かす。黴菌の養成を容易ならしむる不潔なる事業なるか故。斷然之を廢止し。之に替ゆるに傘張の新規事業を起し申候。

◎當監本年度に於ける新規契約の各種請負業工錢は左の如くに有之候。

- 一花筵織(百八十筋) 壹圓五十錢
- 一綿ネール(壹打) 三十五錢
- 一網 漉 (百掛) 貳錢五厘
- 一鼻緒眞綿 貳錢
- 一靴工 拾五錢
- 一桶工 拾四錢四厘
- 一楊枝工 十二錢
- 一木挽工 三錢七厘六毛
- 一傘工 間屋傘(タリ込ヨリ)貳錢
- 一疊糸績一把 (原料八十斤以上三三筋力) 九錢五厘
- 一綴 織 廿錢より五十錢迄

右は年々各監より問合せらるゝ向有之候に付。爲念茲に掲げ置き候。

◎一町七反歩の畑地には。毎日廿名内外の未丁年

童を初め。他二三の監獄に於ては。常に三四十頁の監獄報を發行するにあらずや。一の監獄報にして斯の如し。然るに堂々たる協會の雜誌にして七十頁を越すべからずと云ふは。甚だ耻かしき事にあらずや。

◎或は下らぬ記事に。頁數のみ殖すは。無用なりと云ふ人もあらん。然れども今日雜誌の表題に掲げある記事のみにて。満足する人は一人もなかるへし若し夫れ。現在の儘にて足れりと思ふ人あらば。そは一家の生活に不忠なるか如く。監獄の爲め不忠なる人なりと云はざるへからず。

◎協會雜誌は。吾人が一家の生活上に新聞の必要あるか如く。司獄官に必要なり。吾人の一家に一枚の新聞を購ふや。主人は先づ其日の社説雜報を見て。昨日來の出來事を知り。妻君は天氣豫報を見て。小學兒童が通學の上に。雨具の要意を整へ。其の物價表を見ては。八百屋の相場と、肴の値段を辨す。昔其の分擔々々に於て用あるなり。

◎小生は今の標題の外に尚ほ醫事。衛生。教誨。

教育等の諸項を加へ。少なくとも百頁位の印刷物となし。本誌をして眞に斯界の機關たる働きを爲さしめんことを希望す。

○協會設立の事。昨今少しも音沙汰無きか如し。委員諸君の御奮勵と、事業進行の状況は、一萬二千の會員が、等しく聽かんと欲する處なるへし。委員諸君は其状況を時々雜誌に報告せらるへき責任なきや如何

右申上候々々不一



○辯護士協會録事の監獄官吏の不親切と題する記事に就て

三月二十八日發行の協會録事に曰く

辯護士齋藤孝治氏一名古屋監獄署に到り刑事被告人に面會を求めしに偶々小兒を管負ふて在監中の夫に面會せんが爲めに來れる一婦人あり然るに監獄官吏は何故か小兒を携帶せる者には面會を許さず得ずと一言の下に之を拒絶し種々情を訴へて用件の際意なること且つは小兒の健全なる願をも夫に見せ置るに依り特別を以て是非對され度と懇願せしむるも聽かざりしむるを得

專の記事に對し茲に辨明し置くなり

○典獄任用の變更

典獄任用令は従前よりは一層緊縮に傾き、五個年以上獄務に従事し且三級俸以上の現職に在る者と改正せられたり、此任用資格の制限は一層監獄經驗の必要を證明するものにして頗る宜きを得たりと雖も事實三級俸以上の現職者は極めて少數にして其人の詮衡の上にて多少差支ゆる點なきかと憂慮に堪へざるものあり、併し漸次監獄官吏の俸給を高むるの方針なりと謂へば將來左したる困難もなかるべし、若し予をして理想を言はしむれば此種の如き任用制度は成るべく一時も早く撤去して特別試験若くは高等官試験に依らしめ度ものなり、是れ今日不通の論なるべしと雖も將來必ず斯くあるべきを信じた斯くあらむことを望む、典獄任用資格の高まると同時に俸給令の改正ありて普通府縣典獄の俸給も高まり一級俸千六百圓迄昇進することを得るに至りたるは目出度事と謂ふべし、左れと典獄新任の場合に六百圓は少しく任用資格と權衡を失するに似たり、縱し俸給令の上に

ず終に控所に小供を泣かせ置き漸く面會せり之を目撃せる警藤氏は歸來嘆して曰く我邦の監獄制度は形式に於ては幾多の改良進歩せしものあらむ然れども悲しい設置實際其局に當る司獄官は今尙往時の牢籠時代の舊思想を脱せず往々在監や一般人民に對し見るに忍びざる無情冷酷の取扱を爲すが如き事あるは慨しても尙餘あり蓋し今日の急務は制度の改良より先づ司獄官の腦髓を改良するに在り然らずんば到底刑罰の効果を奏する能はざるべしと云々

事實の如何は知らざるも斯る事柄を以て監獄官吏の不親切を詰るは世俗の者に取つては無理からぬことなり、何れの監獄も囚人には兒童に對面するを嚴禁せり、是れ實に彼等を保護せむが爲めにして邪慳の意あるにあらず、頑是なき無垢の兒童に對し赤衣を纏ふたる父親の面容に對せしむるは兒童教育の上より觀るも頗る厭ふべき所ならずや、兒童監督の地位に在るべき嚴父にして閉園の裡に呻吟するの狀態を面り見せしめ、如何にして父母たるの任務を果すべきや、即ち父母の面目維持兒童の教育の上より之を禁せるなり、監獄の細心注意斯くこそあらま欲しけれと吾人は常に斯るものなり、何とて之に非難の聲を容るべからずや、一應録

於て六百圓の額あるにもせよ事實は七百圓の新任を見るに至らむことを望む

○看守長特別任用令

新官制施行後は看守長の特別任用令は唯考査試験のみに止まり其他の特別任用は一切廢減に歸したり、舊考査試験に合格したる者と雖も今回は別に新任任用令に依り考査試験を経たる者に非ざれば看守長に任用するを得ざる筈にして其の考査及試験は典獄之に當るものにして、其方法試験科目等は別に考査規程なるものにて定められたれば此外には何等の規定もなければ其組織等は典獄の隨意なりと謂ふ

○監獄教誨師教師藥劑師等の俸給に就て

其俸給規程は今回別に定められたる所なるも其等級は各其の標準を示されたるものに付き辭令書には之が等級を記さずして月俸何圓とすべき旨の通牒ありたるが爲めに往々等級に符合せざる俸給を支給する向あり、例へば教誨師にして十六圓十四圓の如き俸給は全然規程の認めざる所なれば改正

せられんことを望むと其筋の話なり

○監獄判任官の本分監轉勤に就て

監獄判任官中分監長は本省に於て詮衡の上任命するの手續なるも此の以外分監詰の判任官は全く典獄に一任せられたり、左れど本省も亦監督の上に於て分監詰の判任官を知るの必要あれば本分監轉勤の場合は一々報告せらるべき等なるも往々洩るゝ向もありと謂ふ、注意せられたることなり

○典獄看守長等の名刺

典獄看守長は其官名にして某監獄典獄看守長に非ざれば従て文書の書き方に就て頭に冠らすことを避けて監獄詰は肩書署名にせられたる次第なり、名刺杯にも唯單に典獄某看守長某と記し監獄詰を冠すべからず、若し監獄詰を墨する必要があるときは左方下部に小文字を以て記さるゝことにしたしとぞ

○看守長看守の懲戒に就て

看守長の新官制施行以前に於て懲戒處分を受け職論万止むを得ざる場合の外は融通を許さるることゝ爲し現に本分監融通の稟請續出するも多くは詮議に及ばれ難しとの旨趣を以て不採用なりと謂ふ、本監には兎角分監吏員を割て其人員を多くするの傾あり而かも分監は一而監督の常時行はれざるが爲めに吏員を撰擇し相當の員数を配置するの必要あるが故に今回は本省に於て此點迄も干渉し典獄の隨意處分を認めざる筈なりと謂ふ

○看守部長は斷じて二課以外に採用す可からず

看守の事務は獨り戒護のみならず庶務に従事することゝ爲りたるを以て従て看守部長も亦庶務に従事せしむるを得べしとの疑あるも看守部長の設置は素と看守長に亞て多數看守を監督するの職責を補佐するの任に在る者なれば庶務に従事する看守の監督等の場合には適用せざる精神にして此等は看守長指導の下に勤務せしむべきものなれば斷じて二課以外には採用すべからざる趣旨なりと謂ふ

俸に處せられたる者は一旦廢官と爲りたる者に就き其懲戒處分を行ふことを得ざるや否やに關し其筋へ照會の向もあれど右は矢張勤続者なれば前官の行爲に對し懲戒處分を行ふも差支なしと謂ふ、今回看守の懲戒規程は新に設けられたるも其施行以前即ち三月三十一日以前の行爲に對し新規程を適用するやと謂ふに此種の懲罰は不問に附せらるべき旨其筋に於て決定濟なりと謂ふ

○假出場規則の改正

現行の假出場規則は明治十九年の發布にして今日の事情に適合せざる所あれば主務省に於ては根本より之を改正せんとて昨今其詮議中なりと謂ふ、遠からずして發表せらるゝに至るべけれど若し夫れ迄の間に於て假出場申請の見込ある者は當分の内主務省に一件書類を提出し認可を請はれたしと謂ふ

○判任官及判任待遇者の定員

判任官及判任待遇者の定員配置方は従前と異なり主務省に於て取調の末各本分監に配置したることなれば典獄限り彼是れ之を融通するを得ざるは勿

○在監人の拘禁定員

在監人の拘禁定員は各監獄の構造其他の事情に依り主務省に於て一定せられたることなれば之を以て豫算編製の標準と爲し或は囚人の増減に伴ひ彼此相押送し融通せしむる筈なりと謂ふ、現に今回既に押送の訓令を受けたるは大阪より三百名和歌山へ同白名、滋賀、浦和よりは二百名新潟、熊本よりは百五十名大分、福岡よりは百名高松、函館よりは百名青森、にして何れも不日押送すべしと、而して其定員は左の如し

| 小計 | 拘禁定員 | |
|----|-------|-------|
| | 男 | 女 |
| 小計 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 東 | 一、一六〇 | 四〇〇 |
| 八 | 一、一四〇 | 一〇〇 |
| 王 | 一、三〇〇 | 一、一五〇 |
| 小計 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 |
| 東 | 一、〇四〇 | 一、三〇〇 |
| 八 | 一、八〇〇 | 一、二〇〇 |
| 王 | 一、三〇〇 | 一、四〇〇 |
| 小計 | 一、三三〇 | 一、四〇〇 |
| 東 | 一、三〇〇 | 一、三〇〇 |
| 八 | 一、三〇〇 | 一、三〇〇 |
| 王 | 一、三〇〇 | 一、三〇〇 |
| 小計 | 一、三七五 | 一、四五〇 |
| 東 | 一、三七五 | 一、四五〇 |
| 八 | 一、三七五 | 一、四五〇 |
| 王 | 一、三七五 | 一、四五〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 神 | 洲 | 姫 | 豊 | 岡 | 津 | 廣 | 岩 | 三 | 尾 | 山 | 下 | 島 | 松 | 米 | 濱 | 西 | 德 |
| 戸 | 本 | 路 | 岡 | 山 | 山 | 島 | 國 | 次 | 道 | 口 | 關 | 取 | 江 | 子 | 田 | 郷 | 島 |
| 一、二五〇 | 九〇 | 六五〇 | 一四〇 | 二、一三〇 | 九二〇 | 二八五 | 一、二〇五 | 一、一七五 | 一、一三五 | 一四〇 | 二、三〇〇 | 一、六八〇 | 七四五 | 九〇 | 八三五 | 四二〇 | 四三五 |
| 一五〇 | 一〇〇 | 七〇〇 | 一五〇 | 二、二五〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、一三五 |
| 一、四〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一五〇 | 二、三五〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、一三五 |
| 八〇 | 九〇 | 一〇〇 | 二〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 一、一三五 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 高 | 九 | 松 | 四 | 宇 | 高 | 中 | 三 | 長 | 島 | 平 | 殿 | 福 | 久 | 小 | 大 | 中 |
| 松 | 龜 | 山 | 島 | 知 | 村 | 池 | 崎 | 原 | 戸 | 原 | 岡 | 米 | 倉 | 分 | 津 | 計 |
| 九一五 | 九〇 | 一、〇〇五 | 七三五 | 九〇 | 一四〇 | 九六五 | 一四〇 | 九六〇 | 一、四〇〇 | 一、二六〇 | 九四五 | 四〇 | 五五 | 五五 | 五五 | 五五 |
| 八五 | 一〇〇 | 九五 | 六五 | 一〇 | 一〇 | 八五 | 八五 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 | 一〇 |
| 一、〇〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 八〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |
| 一、〇〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 | 一〇〇 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|------|------|
| 佐 | 唐 | 熊 | 八 | 宮 | 延 | 鹿 | 大 | 沖 | 樺 | 綱 | 十 | 園 | 根 | |
| 賀 | 津 | 本 | 代 | 口 | 崎 | 岡 | 島 | 島 | 繩 | 戸 | 内 | 走 | 館 | 宅 |
| 五七〇 | 九五 | 六六五 | 六六五 | 九〇 | 七三五 | 四七〇 | 五五 | 五二五 | 六六五 | 四五 | 七一〇 | 二九〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 三〇 | 五 | 三五 | 三五 | 一〇 | 六五 | 三〇 | 五 | 三五 | 三五 | 三五 | 一〇 | 四〇 | 一〇 | 四〇 |
| 六〇 | 一〇 | 七〇 | 七〇 | 一〇 | 八〇〇 | 五〇〇 | 六〇 | 五六〇 | 七〇〇 | 五〇 | 七五〇 | 三〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |
| 七五〇 | 一〇〇 | 七〇〇 | 七〇〇 | 一〇〇 | 八〇〇 | 五〇〇 | 六〇 | 五六〇 | 七〇〇 | 五〇 | 七五〇 | 三〇〇 | 一〇〇〇 | 一〇〇〇 |

○前號所掲の判任待遇者定員
算出標準には誤謬あり

判任待遇者定員算出標準に就て前號記載する所ありしも右は詮議の末種々に變更せられたるものにて到底該標準に依り難き點懸なからず、左れば全部茲に抹消す、會員諸君の注意を請ふ

○典獄會議の決定

新官制施行上其他の獄務改良の件に關し典獄會議は開かるべく決定せられ來る二十五日を期し上京すべき旨訓令せられたり、尤も監獄建築地方奈良鹿兒島長崎金澤千葉東京各典獄は建築上に關し種々打合の都合もあれば二十二日迄に上京すべしと謂ふ、今回の諮問事項中重なるものは幼年監設置、女監及精神病監設置の意見看守勤務方、作業督勵方法、看守被服官與品規定改正の意見等にして其

| | | | |
|---|-------------------|---|------|
| 總 | 計 | 禮 | 觀 |
| 計 | 五、六、八、四、五 | 計 | 七、一〇 |
| | 四、〇、二、五、六、〇、八、七、〇 | | 四、〇 |
| | | | 七、五〇 |

詳細は次號に掲記すべし、尙典獄會議は大凡そ一週間に決すべき豫定なりと謂ふ

○三月茶話會

三月二十一日午後一時より茶話例會は開かれぬ
一席教誨師(小萱)の談あり後小河事務官より官制の内容施行の準備に就ての談あり引續き參會者よりの質問ありて一々之が疑義を釋かれ和氣滿然の裡に散會せり時正に午下五點

○會員の疑義

茲に看守退隱法施行前看守滿九年勤續して看守長に任用せられ舊法給助例に依り一時賜金を受けたる者退隱料法施行後看守長を辭して再び前職に就き勤續一年以上にして退職したるときは前後通算して退隱料を給せらるべきハ同法第三條第二項の明示する所なるも看守十年以上勤續したる者前同斷の場合に在ては之に對する恩給は如何にすべきや

看守恩給法第三條第一項に依り後の勤務年數に對する金額を計算して加給すべきものとす。成程前例の場合に於ては前法の恩給額を適用するの利あり

りて後例の場合には却て僅かに後の勤續年數のみ新法を適用し本人の利害の上より見れば事實不權衡なるが如しと雖も是れ法令の然らしむる所、解釋を曲ぐる能はざるなり

巡查看守療治科給助料及刑事科給助令申の木關長官とは何人なりや

典獄とす 別に司法大臣に經伺を要せざる筈なり本件に關しては一般に通牒せらるべしと謂ふ

新官制施行の際廢官に係る者は退官賜金を給するに當り府縣廳若くは監獄何れの名を以て給すべきや

三月三十一日は新官制施行前なるを以て廳府縣の名を以て退官賜金を給すべきものとす

叙任辭令

○典獄任命

小管監獄 典獄 千頭 正澄
東原監獄 典獄 藤海 正啓

市谷監獄 典獄 豊野 風珍 六級俸

典獄 神野 忠武 五級俸

巢鴨監獄 典獄 田中 義達 五級俸

典獄 岡山 隆藏 五級俸

六級俸 典獄 堀川 隆藏 四級俸

典獄 福井 隆藏 四級俸

五級俸 典獄 長崎 隆藏 五級俸

典獄 金澤 隆藏 五級俸

四級俸 典獄 名古屋監獄 典獄 堀内 久保 八級俸

典獄 富山 隆藏 五級俸

三級俸 典獄 宮城監獄 典獄 細 一 六級俸

典獄 高松 隆藏 五級俸

四級俸 典獄 廣島監獄 典獄 山崎 德義 五級俸

典獄 鳥取監獄 五級俸

四級俸 典獄 新海監獄 典獄 有馬 四郎助 五級俸

典獄 三池監獄 五級俸

六級俸 典獄 浦和監獄 典獄 野口 謹造 三級俸

典獄 佐賀監獄 五級俸

五級俸 典獄 千葉監獄 典獄 早崎 春香 四級俸

典獄 熊本監獄 五級俸

五級俸 典獄 宇部監獄 典獄 高木 光久 七級俸

典獄 大分監獄 五級俸

六級俸 典獄 前橋監獄 典獄 宇田 德正 五級俸

典獄 鹿兒島監獄 五級俸

五級俸 典獄 水戸監獄 典獄 古野 德央 七級俸

典獄 宮崎監獄 五級俸

六級俸 典獄 甲府監獄 典獄 永田 直之丞 七級俸

典獄 沖繩監獄 五級俸

五級俸 典獄 靜岡監獄 典獄 佐藤 光二 七級俸

典獄 青森監獄 五級俸

五級俸 典獄 長野監獄 典獄 角尾 小彌太 一級俸

典獄 札幌監獄 五級俸

六級俸 典獄 京都監獄 典獄 本名瀧 禮助 六級俸

典獄 樺戶監獄 五級俸

四級俸 典獄 奈良監獄 典獄 神尾 虎之助 六級俸

典獄 十勝監獄 五級俸

五級俸 典獄 神戶監獄 典獄 坪井 直彦 六級俸

典獄 岐阜監獄 五級俸

和歌山監獄 典獄 四五天 數馬 五級俸

典獄 安濃津監獄 五級俸

| | | |
|-----|------|-----------|
| 六級俸 | 福島監獄 | 典獄 三浦 貞 |
| 八級俸 | 山形監獄 | 典獄 加藤 勝次郎 |
| 八級俸 | 盛岡監獄 | 典獄 川口 雄則 |
| 七級俸 | 秋田監獄 | 典獄 江澤 精造 |
| 五級俸 | 山口監獄 | 典獄 山縣 齊高 |
| 六級俸 | 松江監獄 | 典獄 綾部 敦磨 |
| 六級俸 | 松山監獄 | 典獄 榎木原 政澄 |

法 令

司法部訓令第三號監獄會計處務規程中改正

三十六年四月一日

第一條中「分監長ヲ制シテ監獄支署長ハ所管監獄署ヲ分監ノ長

ハニ改ム

第二條 左ノ職員ハ監獄及分監ニ之ヲ配置スヘシ

一 收入官吏

二 物品會計官吏

三 歳入歳出外現金出納官吏

前項ノ職員ハ典獄之ヲ命スヘシ其代理官ヲ要スルトキ亦同シ

第三條 分監ニ歳入歳收官、物品出納命令官ヲ置キタル場合ナ除クノ外監獄ノ收入官吏、物品會計官吏ハ主任トシ分監ノ當該官

吏ハ其分任トス

第四條及第六條、第八條、第十三條、第十五條、第十六條中「北海道廳長官、警視總監、府縣知事、集治監典獄」ヲ「典獄」ニ改ム

歳收官ニ送付スヘシ其期限ハ歳入歳收官ノ定ムル所ニ依リ

第五十四條 歳入歳收官ハ會計規則第五十二條第二項及租稅外歳入歳收證明規程(明治三十四年會計)ニ依リ毎年度歳入歳收額

計算書ヲ調製シ歳收簿ト對査ノ上證書ヲ添ヘ司法大臣ニ進達スヘシ

前項ノ證書書中左ノ書類ヲ以テ租稅外歳入歳收證明規程第四條ノ證書ト爲スヘシ

一 收入金基帳目本帳ノ測定清額、收入清額、不納缺損額、收入未清額ト歳入歳收額計算書本年度ニ於ケル金額ト符合セサルトキハ其金額事由ヲ詳ニシタル説明書ヲ添付スルモノトス

二 租稅外歳入歳收證明規程第五條、第六條ノ場合ニ於ケル契約書及因徒作業ニ係ル請買契約書

三 違約金賠償金ニ關スル決議書

四 前年度收入未清繰越額ノ内不納缺損ニ係ルタル金額納入人名、事由ヲ詳ニシタル説明書

第五十八條及第三十三條中「監獄支署」ヲ「分監」ニ監支署長「分監ノ長」ニ「本署」ヲ「本監」ニ改ム

第七十五條及第二百一十一條中「監獄支署」ヲ「分監」ニ改ム

第九十七條第二號及第九十八條中「五百圓」ヲ「千圓」ニ改ム

第一百十八條中「前條」ノヲ削ル

第一百三十四條 物品出納命令官又ハ其事務分掌者ハ作業品及直營

工事ニ要スル物品ニ付テハ左ノ各號ニ依リ物品出納簿ニ登記スヘキ價格ヲ認定スヘシ

第五條及第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十八條、第二百三條、第二百四條、第二百五條、第六十條、第七十六條、第七條第一項中「北海道廳長官、警視總監、府縣知事、集治監典獄、各監署」ヲ「典獄ハ分監ニ任命命令官ヲ置キタル場合ニ於テハ本監及分監」ニ改ム

第九條但書ヲ削ル

第十四條 典獄會計法第十五條ニ依リ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スヘキ必要アルトキハ事由ヲ詳悉シ司法大臣ノ認可ヲ請フヘシ

現金前渡ヲ受クル官吏ハ典獄之ヲ命スヘシ其代理官ヲ要スルトキ亦同シ

第十七條 典獄ハ物品ノ賣買、貸借及廢棄ニ付テハ適宜之ヲ執行シ其贈與ニ付テハ品目、數量、價格、事由ヲ詳悉シ司法大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第二十條、第二百十七條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、第二十一條第一項及第九十二條中「監獄支署長」ヲ「分監ノ長」ニ改ム

第二十八條及第八十三條中「六月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム

第三十二條中「監獄支署」ヲ「分監」ニ「監獄本署」ヲ「本監」ニ改ム

第四十一條及第四十六條第一項、第八十條第三項中「七月三十一日」ヲ「六月三十日」ニ改ム

第四十九條中「箇月」ヲ「二十日」ニ改ム

第五條及第九條、第十條、第十一條、第十二條、第十八條、第二百三條、第二百四條、第二百五條、第六十條、第七十六條、第七條第一項中「北海道廳長官、警視總監、府縣知事、集治監典獄、各監署」ヲ「典獄ハ分監ニ任命命令官ヲ置キタル場合ニ於テハ本監及分監」ニ改ム

第十四條 典獄會計法第十五條ニ依リ現金前渡ノ仕拂命令ヲ發スヘキ必要アルトキハ事由ヲ詳悉シ司法大臣ノ認可ヲ請フヘシ

現金前渡ヲ受クル官吏ハ典獄之ヲ命スヘシ其代理官ヲ要スルトキ亦同シ

第十七條 典獄ハ物品ノ賣買、貸借及廢棄ニ付テハ適宜之ヲ執行シ其贈與ニ付テハ品目、數量、價格、事由ヲ詳悉シ司法大臣ノ認可ヲ請フヘシ

第二十條、第二百十七條、第二百四條、第二百五條、第二百六條、第二十一條第一項及第九十二條中「監獄支署長」ヲ「分監ノ長」ニ改ム

第二十八條及第八十三條中「六月三十日」ヲ「五月三十一日」ニ改ム

第三十二條中「監獄支署」ヲ「分監」ニ「監獄本署」ヲ「本監」ニ改ム

第四十一條及第四十六條第一項、第八十條第三項中「七月三十一日」ヲ「六月三十日」ニ改ム

第四十九條中「箇月」ヲ「二十日」ニ改ム

第五十三條 歳入歳收事務分掌者ハ第五十四條ニ準シ毎年度歳入歳收額内證書ヲ調製シ歳收整理簿ト對査ノ上證書ヲ添ヘ歳入

一 購買ニ係ルモノハ其定價

二 他ヨリ接受シタルモノハ其定價又ハ評價額

三 製品ニ付テハ賣却スヘキ確定價格

第四十八條 分任物品會計官吏ハ毎年度執行シタル物品出納證明ノ爲メ第四百四十九條第四百四十九條ノ二百四十九條ノ四ニ準シ需用品ニ付テハ物品出納簿ヲ整理シ作品ニ付テハ物品出納報告書ヲ調製シ證書ヲ具備シ物品出納命令事務分掌者ヲ經由シ主任物品會計官吏ニ對シテ左ノ手續ヲ爲スヘシ其期限ハ主任物品會計官吏ノ定ムル所ニ依リ

一 需用品ニ關スル證明書類ハ之ヲ留置キ調理完了ノ旨ヲ通知スヘシ

二 作業品ニ關スル證明書類ハ之ヲ送付スヘシ

物品出納證明規程第二條ニ依リ證明書類調製方ニ付テハ前項ヲ準用ス此場合ニ於テハ物品出納報告書ニ換フルニ物品出納計算書ヲ以テスヘシ

物品出納命令事務分掌者ハ前二項ノ證明書類ニ對シ第五百十條ニ準シ計數事實帳簿並ニ現存品ノ調査ヲ爲スヘシ

第四百十九條 物品會計官吏ハ毎年執行シタル物品出納證明ノ爲メ物品會計規則第十五條及物品出納證明規程(明治三十四年會計)ニ依リ需用品ニ付テハ物品出納簿ヲ整理シ作業品ニ付テハ物品出納計算書ヲ調製シ證書ヲ添ヘ年度經過後二箇月以内ニ之ヲ物品出納命令官ニ提出スヘシ但直營工事ニ要スル物品ノ内直營

工事ニ係ル物品ハ作業品ノ例ニ依リ其他ノ物品ノ需用品ノ例ニ依ルモノトス

第四百十九條ノ二 前條ノ證憑書トシテ提出スヘキモノ左ノ如シ
 但第四號乃至第六號ノ證憑書ハ需用品、作業品ニ大別シ一品目
 毎ニ第六十號書式ノ表紙ヲ附シ更ニ之ヲ合シテ一冊又ハ數冊ト
 爲シ第五十九號書式ノ表紙ヲ附スヘシ

品出納命令官ニ提出スヘシ但便宜上前任者ト後任者ト合併連署
 ナリテ證明スルモ妨クナシ此ノ場合ニハ各自ノ管理期ヲ計算書
 又ハ帳簿ニ附記スヘシ

第五百十條 物品出納命令官前各條ノ證明書類又ハ報告ヲ受ケタ
 ルトキハ左ノ手續ヲ爲スヘシ

- 一 需用品ノ出納計算ニ對シテハ證憑書ト物品出納簿ト對査シ
 計數及事實ノ適否其他保管出納ノ狀況ヲ檢査シ之ヲ檢了シ
 タルモハ帳簿ノ末尾ニ檢査済ノ旨及其年月日ヲ記入署名捺
 印シ證憑書ト共ニ之ヲ物品會計官吏ニ還付シ第六十一號書
 式ノ檢査報告書ヲ調製シ司法大臣ニ進達スヘシ但檢査ノ結
 果計數事實其他整理上缺點アルヲ認メタルモハ其部分ニ對
 スル證憑書ハ之ヲ留置シ認品狀交付ノ上還付スルモノトス
- 二 作業品ノ出納計算ニ對シテハ物品會計規則第十七條ニヨリ
 下檢査執行シ第四百十九條第一號乃至第三號ノ證憑書ハ計
 算書ト對査ノ上之ヲ物品會計官吏ニ還付シ其他ノ書類ニ下
 檢査書ヲ添ヘ司法大臣ヲ經由シテ會計檢査院ニ送付スヘシ
 但下檢査書ニハ物品出納證明規程第八條ノ外尙計算書受
 入高ノ消耗拂高ノ生産拂高保管轉換拂高ト各證憑書ト符合ヲ
 認メタル旨ヲ明記スヘシ

分任物品會計官吏ノ調理シタル需用品ノ出納證明ニ係ル帳簿及
 證憑書ハ他ノ官吏ヲシテ檢査セシメ又ハ隨時之ヲ提出セシムル
 ヲ得

第四百十九條ノ三 主任物品會計官吏ハ分任物品會計官吏ヨリ第
 百四十八條ノ證明書類又ハ通知ヲ受ケタルトキハ左ノ手續ヲ爲
 スヘシ

- 一 需用品ニ關スル證明書類ニ對シテハ調理完了ノ旨ヲ物品出
 納命令官ニ報告シテ其指揮ヲ待テハシ
- 二 作業品ニ關スル證明書類ハ之ヲ調査シ報告書ハ第四百十九
 條ニ依リ調製シタル計算書ニ合綴シ證憑書ト共ニ物品出納
 命令官ニ提出スヘシ但物品出納證明規程第二條ノ證明書類
 ハ特ニ之ヲ提出スルモノトス

第四百十九條ノ四 物品會計官吏更替シタルトキハ前各條ニ準シ
 其管理期中ノ出納證明書類ヲ調理シ更替後二ヶ月以内ニ之ヲ物
 分監ノ長ニ改メ

第四百七十五條第四百七十九條中「分監長」ヲ削リ「監獄支署長」ヲ
 分監ノ長ニ改メ

第四百七十七條中「年度經過後又ハ交替後二箇月以内ニ之ヲ典獄、分監
 長、監獄支署長」ヲ「典獄、分監ノ長」ニ改ム

- 一 受入ニ對シテハ領收金收受憑書又ハ命令書、決書但給與ノ
 工錢ニ付テハ其仕拂命令金額、發行ノ年月日、番號ヲ明カ
 ニシ各自ノ内譯金額ハ之ヲ省署スルコトヲ得
- 二 仕拂ニ對シテハ正當債主ノ領收證書輸入シテ納付シタル
 モノハ收入官吏又ハ金庫ノ領收證書 但送金ノ場合ニハ爲替
 金領收證書又ハ之ニ準スヘキ書類ヲ以テ領收證書ニ代用ス
 ルコトヲ得

下檢査ヲ執行シ證憑書ハ第四百七十三條ノ三ニ依リ之ヲ處理シ計
 算書ニ下檢査書ヲ添ヘ司法大臣ニ進達スヘシ
 下檢査書ニハ歳入歳出以外現金出納證明規程第五條ノ外尙左ノ
 要件ヲ掲テヘシ

第四百七十二條ノ二 證憑書ハ受入仕拂ニ大別シ一箇月毎ニ集計額
 ナリテ表紙ニ附シ之ヲ合シテ一冊又ハ數冊ト爲シ其合計金
 額、年度、證憑書ノ名稱及署名ヲ掲ケタル表紙ヲ附スヘシ但領收
 金收受簿ヲ以テ證憑書ト爲ストキハ月計年計ヲ適宜ノ場所ニ附
 記シテ他ノ受入證憑書ト合綴ナラセズ

一 證憑書ノ計算及計算書ト對査ノ狀況
 一 第四百六十九條ノ三第四百六十九條ノ四ニ依リ調査セシ狀況但
 當該年度三月分在監人領收書集計表ノ附添附スヘシ
 (以下次號)

第四百七十三條 分監ノ長第四百七十七條ノ計算書類ヲ受ケタルトキハ
 其計數及事實ヲ調査シ尙現金出納簿及現在高ト對査ノ上之ヲ典
 獄ニ送付スヘシ

○東京市養育院月報第二十四號 其院發行
 論載ニ愛樂心養成ノ必要第二を掲ケ殊に面白きは院報申干年會
 に於ける小林六つ女の話なり然し其裏面に悲しみの極みにやわ
 らん

第四百七十三條ノ二 典獄第四百七十七條第四百七十三條ノ計算書類ヲ受
 ケタルトキハ歳入歳出外現金出納證明規程第四條第五條ニ依リ

○警察協會雜誌第三十三號 其會發行
 行政廳認定權の範圍(一木博士)其他二三有益の論文あり
 ○警察時論第二卷第二號 警察學會發行
 百頁以上の冊子にして材料豊富なり時論に貴族院の停會と議員
 の逮捕を論ず論說に三好貴族院議員の教科書事件と公選及警察
 あり何れも時機に投したる好文章なるも三好氏のは較々物足ら
 めあり新聞の切抜き十數件又理草として捨てたものにあらず

第四百七十三條ノ二 典獄第四百七十七條第四百七十三條ノ計算書類ヲ受
 ケタルトキハ歳入歳出外現金出納證明規程第四條第五條ニ依リ

○法典實錄第五十七號 其會發行
 質疑解答、雜問、判例摘要等總て七十餘件を編む



新刊紹介

○法學新報第十三卷第二號

論説として入札購買の性質(土方博士)君主の大權を論じて教を穂積博士に請ふ(美濃部氏)等あり法曹談片及び漫録は聊か理窟屋に煙草一服の余地を興へたるの感あり

○法政新誌第七卷第二號

高法第四百四十四條に就て(岡松博士)手形法問題に就て松波博士外二三の論説あり寄書、質疑應答何れも法律論のみにて持切りなるは即ち本雑誌の本領にてやあらん

○法令審議録第三號

樺田國臣氏の刑法改正理由論中川友次郎氏の宗教政治は檢方關係なり等の論説其他質疑解答、判決例を輔む譯註に中出成大郎氏の露國大學制度一斑あり參接して資するに足る

○教育公報第二百六十八號

時論に掲載したる新式教授法一班は英學者磯邊氏の講演せしものにして英人ミスブレブナー婦人の著したる獨逸に於ける外國語教授法に依り話を起し其他教授上に關する各家の意見を引用し自説を加へたるものにして斯界の爲め頗る有益なるものと思はる 雜誌の徳川幕府時代に於ける女子教育の大家に就きて又一讀の價あり

○無盡燈第八卷第三號

瀧山流の念佛は簡潔にして趣味あり紀元前の小乘佛教は所論頗る精確小乘初期分派論に對する強辯たるやの感あり

○政教時報第九十七號

大日本佛教徒同盟會發行 社會に於ける内的制裁力の養成は近來の快文字其一篇に曰く

外的制裁の有効なるには内的制裁の嚴格なる精神になくしてはならぬ從來我國に於て一時制裁を加へられた人が再び社會に出づること云ふは制裁が眞實の制裁でなくて畢竟形式に過ぎないからである云々

眞に然り社會の制裁の如きはホンノ形式に過ぎざるのみならず人の暇も七十五日を出てずして消ゆべき豈憂心すべきに至りならずや

外に小河君死刑廢止論の檄稿あり君の死刑廢止に熱心なる口に筆に極論して餘蘊なし君は將に我國のヤツカリヤを以て目すべき乎早晚實態を見るの期に至らば君の功勞多大なりと謂つべし加緊奮勵を望む

○同第九十八號

本末輕重論は新法主の朝報記者に關りたる一節を提へ來りて本山の布教財政を論したるものにして有力の一文と覺ゆ萬人にして果して斯くの如くんば本山現今の窮厄に陥らんや勉めよ諸君、社會權に於ける飾りなき禮俗は頗る我が心を待たり雜誌の印度の無聊は無聊を關するの材料となる又面白からずや

○統計學雜誌第二百二號

英文聰氏のセレスの界史讀むの價あり

○軍醫學會雜誌第一三四號

陸軍々醫學會發行

○圖書月報第一卷第六號

東洋書館商組合事務所發行

○國家醫學會雜誌第一九〇號

其會發行

○神社協會雜誌第十二號

其會發行

○教誨時報第二十三號

其會發行



○慰勞金贈與之部

報告地方面長

該當規則條項

在職年數

贈與金額

職

名

姓

名

| | | | | | |
|--------|----------|------|-----|--------------|--------|
| 大分地方面長 | 第三條第九號第五 | 十八年餘 | 金四圓 | 元大分縣監獄書記兼看守長 | 古川利徳氏 |
| 東京地方面長 | 上 | 十六年餘 | 金三圓 | 元警視廳看守 | 菅沼初之助氏 |
| 愛知地方面長 | 上 | 十七年餘 | 金三圓 | 元愛知縣看守 | 土方義明氏 |
| 兵庫地方面長 | 上 | 廿三年餘 | 金五圓 | 元兵庫縣看守 | 常田直市氏 |
| 兵庫地方面長 | 上 | 十二年餘 | 金三圓 | 元兵庫縣看守 | 長岡野氏 |
| 京都地方面長 | 上 | 十年餘 | 金三圓 | 元鹿兒島縣監獄署女監取締 | 村田サヲ氏 |
| 京都地方面長 | 上 | 十年餘 | 金三圓 | 元京都府看守 | 増井勞氏 |
| 島根地方面長 | 上 | 廿一年餘 | 金四圓 | 元臺灣總督府監獄監吏 | 並木政造氏 |
| 島根地方面長 | 上 | 十五年餘 | 金四圓 | 元島根縣監獄書記兼看守 | 石橋香老氏 |
| 千葉地方面長 | 上 | 十二年餘 | 金三圓 | 元千葉縣看守 | 樋口勝太郎氏 |
| 千葉地方面長 | 上 | 十年餘 | 金三圓 | 元新潟縣看守 | 板垣石次郎氏 |
| 新潟地方面長 | 上 | 十九年餘 | 金三圓 | 元新潟縣看守 | 谷増藏氏 |
| 鳥取地方面長 | 上 | 十六年餘 | 金四圓 | 元鳥取縣看守 | 山本光親氏 |
| 大阪地方面長 | 上 | 十六年餘 | 金三圓 | 元大阪府看守 | 中川保次郎氏 |
| 大阪地方面長 | 上 | 十一年餘 | 金三圓 | 元大阪府看守 | 木井久作氏 |
| 德島地方面長 | 上 | 廿五年餘 | 金五圓 | 元德島縣監獄書記 | 松本秀雄氏 |
| 福岡地方面長 | 上 | 十四年餘 | 金三圓 | 元福岡縣看守 | 岡田五郎氏 |
| 長野地方面長 | 上 | 十四年餘 | 金三圓 | 元長野縣看守 | 正藤元五郎氏 |
| 廣島地方面長 | 上 | 十四年餘 | 金三圓 | 元廣島縣看守 | 氏 |

廣島地方部長 全
 新潟地方部長 全
 福岡地方部長 全
 神奈川地方部長 全
 神奈川地方部長 全
 鹿兒島地方部長 全
 德島地方部長 全

上十七年餘 金三圓 元廣島縣看守 宮本昌太郎氏
 上十一年餘 金三圓 元新潟縣看守 佐藤二吉氏
 上廿一年餘 金五圓 元福岡縣監獄書記兼看守長 梶原景克氏
 上十七年餘 金四圓 元神奈川縣監獄書記兼看守長 津田壽夏氏
 上十七年餘 金三圓 元鹿兒島縣看守 海老坪珍藏氏
 上十年餘 金三圓 元德島縣教誨師 筑後鹽通氏

○吊慰金贈與之部

報告地方部長 該當規則條項 在職年數 贈與金額 職 名 姓 名
 東京地方部長 第三條第九號第四項 七年餘 金六圓 故警視廳監獄書記兼看守長 石坂吉兵衛氏遺族
 愛知地方部長 第三條第九號第三項 十一年餘 金八圓 故愛知縣看守 生駒喜兵衛氏遺族
 岐阜地方部長 全 上十八年餘 金十一圓 故岐阜縣看守 柑子義男氏遺族
 和歌山地方部長 全 上十七年餘 金十圓 故和歌山縣看守 兒玉延吉氏遺族
 和歌山地方部長 全 上十四年餘 金九圓 故和歌山縣看守 辻平松氏遺族



會 告

本月二十六日午后一時より本會に於て總會相開き候に付御繰合御出席有之度
 當日總會舉行の順序は左記の通りに候間豫め御承知置相成度此段廣告候也
 明治三十六年四月二十日

○總會舉行の順序

監獄協會

- 午後正一時開會
- 開會の挨拶
- 事務の報告
- 會計の報告
- 會議
- 同三時 演說
- 同五時 茶菓を呈す

來賓數名

發行人兼編輯人 磯村政富
 印刷 磯村免貞
 發行所 東京市麴町區永樂町一丁目三番地 監獄協會
 印刷所 東京市麴町區內幸町一丁目五番地 惠愛堂

明治三十六年四月二十日

稚夫は山にぞり、漁夫は海に浮ふ人各其
の業を樂むべし 東 里

大丈夫卓然として自立するを要す欺か
ざる其の本なり 春日 滯 庵

學ひえて、のちのこゝろに、くらふれば、む
かしはよくもまぬかれにけり

中江藤樹

自明治三十四年九月
至明治三十六年三月 會計決算報告

監獄協會

自明治三十四年九月
至全 三十六年三月 會計決算報告

會費ノ部

收入ノ部

金五千百拾壹圓六拾六錢七厘

金貳萬九千五百拾貳圓參錢八厘

內 金貳萬九千參百四拾貳圓拾九錢八厘

金百六拾九圓八拾四錢也

金百參圓六拾七錢五厘

金六百九拾六圓四拾參錢也

金四圓也

合計 金五萬五千四百貳拾七圓八拾壹錢也

金參萬五千四百貳拾七圓八拾壹錢也

支出ノ部 金五萬五千四百貳拾七圓八拾壹錢也

前年ヨリ繰越

會費收入

會費

一時金

會計處務規程代

預金利息

廣告料

金壹萬四千八百貳拾五圓五拾九錢四厘

金壹千五百拾八圓八拾錢也

金壹百貳拾圓五拾錢也

金四拾壹圓七拾六錢八厘

金九百拾四圓也

金參百貳拾參圓四拾錢也

金百九拾六圓七錢五厘

金貳圓六拾七錢六厘

金百九拾九圓九拾五錢貳厘

金四拾五圓六拾七錢貳厘

金貳圓參拾五錢也

金九拾九圓也

金拾九圓六拾五錢也

金參圓貳拾四錢也

金貳百拾壹圓七拾貳錢九厘

金百五拾參圓參拾錢也

金七拾八圓四拾壹錢也

金貳百壹圓九拾貳錢也

金貳拾七圓六拾錢也

金貳拾壹圓也

金貳百四拾八圓八拾參錢也

金貳百五拾九圓七拾八錢也

金拾圓五拾錢也

金貳拾六圓六拾壹錢五厘

合計

金壹萬九千五百五拾貳圓參拾六錢壹厘

雜誌發行費

贈與金

速記料

地方茶話會費

報酬金

雇工給

事務所費

印刷費

備用品費

郵便稅

運搬費

電話料

電報料

雇車代

贈品代

事務所修繕代

學校生徒補助費

接會費

雜誌原稿料

事務員慰勞金

地方部主任慰勞金

總會費

切拔新聞代

雜費

差引

金壹萬五千八百七拾五圓四拾四錢九厘

殘金

殘金內譯

金壹萬五千八百壹圓拾四錢

銀行預金

金拾壹圓也

爲替券

金六拾壹圓四拾參錢壹厘

現代預金

金壹圓八拾七錢八厘

郵便切手

資產目錄

金壹萬五千八百壹圓拾四錢也

銀行預金

金拾壹圓也

爲替券

金六拾壹圓四拾參錢壹厘

現代預金

金壹圓八拾七錢八厘

郵便切手

金貳千四百參拾參圓八拾四錢九厘

會費未收入

金五百四拾八圓貳拾四錢六厘

器具備品

金貳百七拾圓也

電器

金四百貳拾圓六拾四錢五厘

事務所雜作

總計金壹萬九千五百四拾八圓拾八錢九厘

建築費ノ部

收入ノ部

金貳千五百六拾九圓六拾五錢四厘

金四千參百五拾四圓四拾八錢壹厘

金貳百貳拾圓也

金壹百五拾五圓參拾貳錢也

合計

金七千貳百九拾九圓四拾五錢五厘

內譯

現在高

金四千參百參拾壹圓四拾參錢也

金貳千九百參拾九圓壹錢也

金貳拾九圓壹錢五厘

資產目録

金七千貳百七拾圓四拾四錢也

金貳拾九圓壹錢五厘

外

金拾七圓五拾六錢六厘

六

當座預金

定期預金

現金

銀行預金

現金

現金

代殘金

クルイゼン紀念品

自明治三十四年九月會計決算報告說明書

一 今回ノ決算ヲ明治三十四年九月ヨリ全三十六年三月ニ至ル十九ヶ月間ノ會

計ノ收支ナリ尤モ全三十四年九月ヨリ三十五年三月ニ至ル七ヶ月間ノ收支

ニ付テハ已ニ協會雜誌第十五卷第十號ヲ以テ報告シタル處ナルモ茲ニ加ヘ

テ報告スルコト、セリ

一 本期ノ始メ即チ三十四年九月ヨリ全年十月迄ハ若山委員ノ擔任スル處ナリ

シモ十一月ヨリ藤澤委員受繼キ擔任シタリ

一 本期ハ會計上稍々確立シタル后ナルモ未タ日淺ク且全年十一月ヨリ會員ノ

出金額減額ニ加フルニ會員數ニ於テモ聊カ減少シ爲メニ基本金ノ増殖モ遲

緩ニシテ當初期待シタル處ノ諸般ノ施設ニ着手スルヲ得サリシ併ナカラ收

入支出ノ金額モ畧一定シタルヲ以テ毎月概ネ剩餘ヲ得テ基本金ノ増殖モ漸

次遞加シツ、アリ

一 當期ノ總收入金ハ參萬參百拾六圓拾四錢參厘(前期繰越金ヲ除ク)ニシテ一ヶ月平均金

千五百九拾五圓五拾八錢六厘ニ當リ支出總高ハ金壹萬九千五百五拾貳圓參拾六錢壹厘ニシテ一ヶ月平均ハ金千貳拾九圓七錢ナルヲ以テ毎月ノ殘金ハ平均金五百六拾六圓五拾壹錢六厘ナリ但此内ニハ預金利子及會計處務規程代等ヲ加算セリ

一當期ノ會費ノ總收入高ハ前記ノ如ク金參萬參百拾六圓拾四錢參厘ニシテ尙會費未納金貳千四百參拾參圓八拾四錢九厘ヲ加フルトキハ合計金參萬貳千七百四拾九圓九拾九錢貳厘ナリ此一ヶ月平均ハ金千七百貳拾參圓六拾八錢ナリ是ヲ會員平均數壹萬千貳百四拾二人ニ割當ルトキハ會員一人ニ付平均金拾五錢參厘ナルモ實際收入濟ノ金高ヲ平均スルトキハ一人ニ付金拾四錢壹厘ニ當ルヲ以テ此内一人一ヶ月ニ對スル支出額金九錢壹厘五毛ヲ引去ルトキハ金四錢九厘五毛ノ剩餘ヲ見ル然レトモ是ハ本期ノ始メ即チ卅四年十月迄會費一人ノ出金額ノ多カシコト及會費未納金ノ收入等ニ原因スルモノニシテ目下ノ會費ノミノ收入ノ一人平均ハ金拾貳錢九厘ニ過キス

一支出總額ハ金壹萬九千五百五拾貳圓參拾六錢壹厘ニシテ一ヶ月平均金千貳拾九圓七錢貳厘ナリ之ヲ會員平均數壹萬千貳百四拾二人ニ割當ルトキハ一人一ヶ月支出高金九錢壹厘五毛ニ當ル更ニ前記平均一ヶ月ノ支出高ヲ雜誌發行費ト其他ノ費用トニ區分スレハ雜誌發行費ハ一ヶ月平均金七百八拾圓貳拾九錢四厘ニシテ一人平均金六錢九厘四毛ニ當リ其他ノ費用ハ金貳錢貳厘壹毛ニ當レリ雜誌以外ノ費目ニ付テハ報告書ニ記シタルモ其内二三ヲ舉クレハ

一贈品代 金貳百拾壹圓七拾貳錢九厘

右ハ講演ノ謝禮及本會ニ有力ナル贊助ヲ與ヘタル者ノ葬儀ニ生華ヲ贈リ又ハ贈品ニ要シタルモノナリ

一接待費 金貳百壹圓九拾貳錢

右ハ大臣又ハ學校教官司法官其他朝野ノ人士ニシテ本會ノ爲メ有力ナル人々ヲ接待シタルタメ要シタル費用ナリ

一慰勞金 金貳百四十八圓八拾參錢

右ハ地方部ニ於ケル事務取扱主任ニ慰勞金トシテ與ヘタルモノナリ

一報酬金 金九百拾四圓

右ハ協會ノ庶務編纂會計等事務ヲ囑托シタル者ニ與ヘタルモノナリ

一贈與金 金千五百拾十八圓八拾錢

右ハ本會規則第三條第九號ニ據リ贈與ノ爲メ支出シタルモノニシテ其人員

三百七十二人平均一人四圓八錢貳厘ニ當ル

一建築費ニ付テハ前回募集金并ニ利子金合計金貳千五百六拾九圓六拾五錢四

厘ニシテ今回募集ノ金四千參百五拾四圓四拾四錢壹厘ハ明治三十五年八月

ヨリ收入シタルモノナリ

